

明日香村景観計画 第3部

# 御園大字 景観計画

平成30年 4月  
明日香村 御園大字





# 目 次

1	御園大字景観計画の基本的事項	1
(1)	背景	1
(2)	目的	2
(3)	計画年次と進行管理	2
(4)	計画の区域	3
(5)	計画の位置づけと構成	3
2	御園大字の景観の特徴と課題	4
(1)	御園大字の概況	4
(2)	大字の景観資産	13
(3)	御園大字の景観の特徴	18
(4)	御園大字の景観の課題	29
3	大字景観づくりの目標と基本方針	31
(1)	大字景観づくりの目標	31
(2)	大字景観づくりの基本方針	32
(3)	大字景観づくりの将来構想	33
4	大字景観づくりに向けた取り組み	36
(1)	明日香村の玄関口にふさわしい景観を創出します	36
(2)	四季の彩り豊かで計画的なまちづくりを推進します	36
(3)	歴史的な佇まいを残す集落景観の継承と調和を図ります	37
(4)	「景観資産」や自然景観を守り、育てます	39
(5)	人と人とのつながりを大切にします	40
5	御園大字景観づくり協議会	41



# 1 御園大字景観計画の基本的事項

## (1) 背景

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し、周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。そのため、明日香村は全村が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下、「古都保存法」と称す。）および「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」と称す。）に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市計画法・奈良県風致地区条例に基づく風致地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきました。

しかし、これまでの法制度では、小規模な屋外広告物や工作物などには十分に対応できず、また、大字ごとの特徴に応じた景観の形成が図ることができませんでした。そのため、景観を阻害している事例やもう少し工夫をすればより良い景観が形成できるような事例も散見されます。

御園大字は、次のような景観の特徴があり、こうした景観の特徴を活かしつつ、大字の居住環境を守り、育てることが必要と考えられます。

### 1) 明日香村の玄関口としての御園大字景観づくり

御園大字は、近鉄飛鳥駅前に位置し、国道 169 号、県道野口平田線、県道御園平田線の 3 つの主要幹線道路が西・北・東を通り、大字中心部を南北に飛鳥周遊歩道が縦断しています。

また、交通利便性を兼ね備えた市街化区域として、村の人口誘導施策の中核的な役割も期待されています。

このように御園大字は、村の玄関口並びに主要な観光動線の結節点として、明日香村に相応しい良好な景観の形成が求められると同時に、計画的な市街化による人口誘導と歴史的風土の保存の両立が求められています。

また、御園大字の集落内には、天神社や西方寺などの社寺や庚申・地藏などの生活文化に関わる資産、さらに彼岸・盆の法要や天神社秋祭りのだんじり巡行などの祭りや行事も受け継がれ、大字住民の紐帯となっています。

御園大字は、歴史ある集落としての価値を再発見・再認識しながら、現在の大字住民の暮らしの場としての良好な生活環境（景観）を維持・継承していく仕組みづくりも求められており、明日香村全村のなかでの御園大字の位置づけを踏まえた景観づくりと、御園大字独自の良好な生活環境（景観）づくりの両面に配慮しながら計画づくりを進めることが必要と考えられます。

### 2) 御園大字の大きな転換期における景観づくり

近鉄飛鳥駅前や国道 169 号沿道では、道の駅の整備や民間でも見瀬池の埋め立てなどのプロジェクトが検討されており、また、隣接する檜前大字における阪合小学校跡地の住宅地整備は、同事業をモデルとしながら、御園大字の市街化区域内の計画的整備への展開が志向されています。

このように、近鉄飛鳥駅前の市街化区域という立地条件を背景に、今後、御園大字の景観は大きく変化していくことが予想されます。

現在、その転換期を迎えており、今後の景観づくりのあり方を大字住民と協働により検討し、景観づくりの方向性を共有できる計画づくりを進めることが重要となっております。

### 3) 御園大字景観の多様な特徴を活用する景観づくり

御園大字は、15 戸程度（明治期）の小規模な旧集落（ここでは古くからの民家が建ち並ぶ区域をさす）

と周辺の農地を母体としています。しかしその後の旧集落の周辺の宅地の広がりや、鉄道や幹線道路の開通に伴う沿道開発、新しい一団の住宅地・市街化区域・市街化調整区域各々に広がる農地や樹林地など、様々な景観特性を有する地域が包含されることになりました。

さらに、前述したように新たな整備プロジェクトも計画されております。

従って、御園大字景観計画は、大字に伝わる地域の歴史や文化の継承とあわせて、御園大字全域に広がる多様な景観特性への配慮や大字づくりに関わる様々な主体の連携など、今後の大字づくりに寄与する内容としてとりまとめていくことが重要となっております。

## (2) 目的

明日香村では景観法・明日香村景観条例に基づき「明日香村景観計画」を策定し、明日香村全域の良好な景観の形成ならびに歴史的風土の保存を図っています。そして、「明日香村景観計画」のなかでは、大字単位で大字景観計画を策定することにより、大字ごとの特徴に応じた景観形成ならびに良好な居住環境づくりを、大字住民が主体となって進めていくこととしています。

そこで、御園大字では、(1)の背景ならびに現況の土地利用や住民の生活環境の実態を踏まえ、住民が希求する大字景観のあるべき方向と方策を示す「御園大字景観計画」を策定することにより、住民、行政、事業者、新たに御園大字に移り住まれる方々が協働で、御園大字の特徴に応じた大字景観づくりを進めていくこととします。

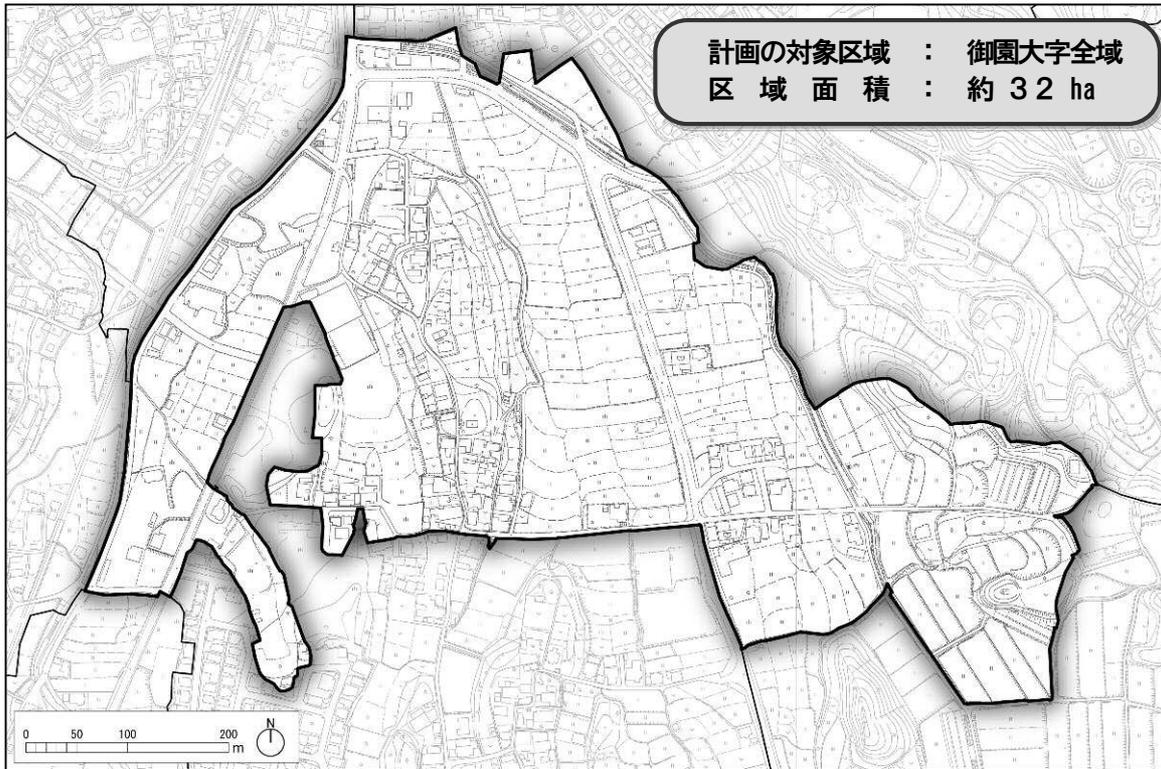
## (3) 計画年次と進行管理

本計画は、概ね10年後の御園大字の姿を目標とし、社会情勢の変化や景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、住民の合意のもとに、必要に応じて見直し・更新を行います。

## (4) 計画の区域

本計画の対象区域は、御園大字全域とします。

### ■ 御園大字景観計画の対象区域



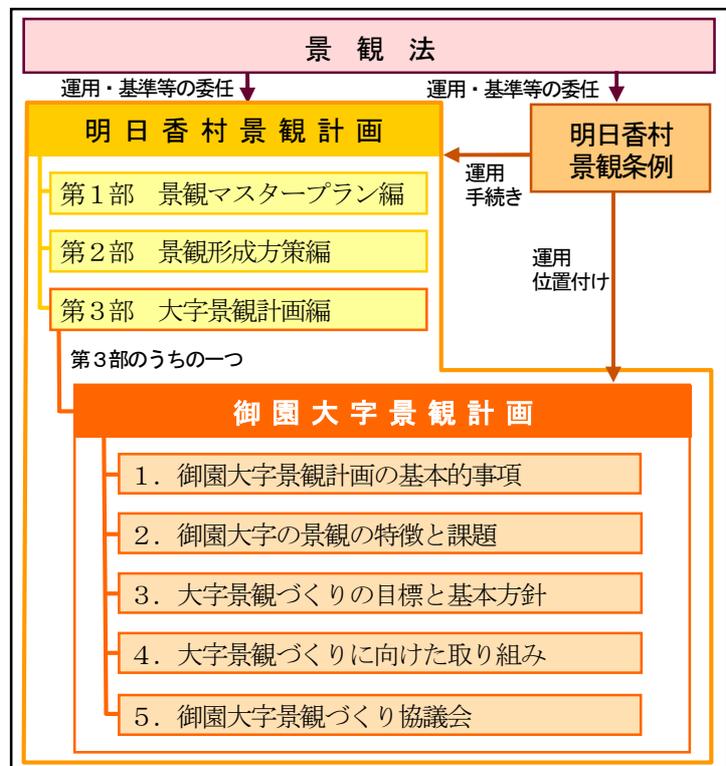
## (5) 計画の位置づけと構成

御園大字景観計画は、明日香村景観条例に規定される大字景観計画として、明日香村景観計画第3部に位置づけられる計画であり、地域の実情に応じたよりきめ細かな景観づくりを推進していくための計画です。

御園大字景観計画では、大字景観づくりの目標と基本方針のもとに、将来世代に引き継いでいく大字の景観資産、景観づくりの将来構想、建築物等や活動に関する大字景観づくりのマナーを設定し、それらを実現化していくための景観づくり協議会の取り組みの方向性を示しています。

また、本計画には、御園大字の歴史や文化、自然、景観などの特徴を整理しており、「御園大字の地域誌」ともいふべき内容を含んでいますので、新規住民や現在の住民、さらには観光客等が、御園大字について学ぶための資料としての活用も期待されます。

### ■ 計画の位置付けと構成



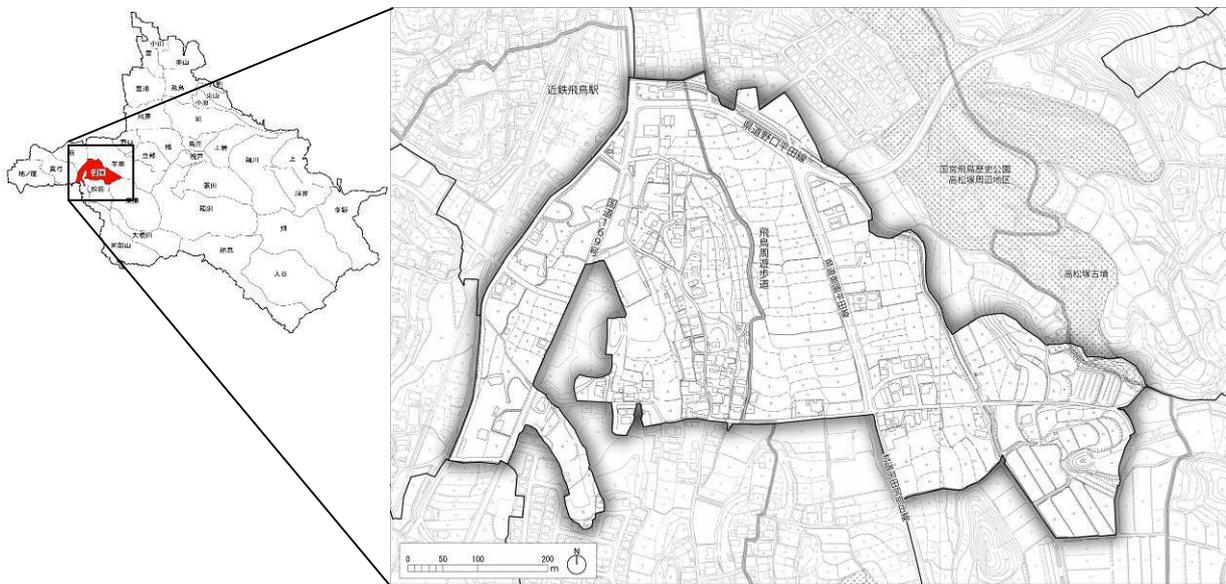
## 2 御園大字の景観の特徴と課題

### (1) 御園大字の概況

#### ① 立地

御園大字は、明日香村の西部、古来より「檜前」と呼ばれる河川による浸食と堆積により形成された丘陵端部に位置しています。大字の区域内には国道 169 号と県道野口平田線・御園平田線・国道のバイパスにあたる村道平田阿部山線が通り、近鉄吉野線飛鳥駅にも接しており、明日香村のなかでも交通の利便性が高い大字のひとつです。

#### ■ 御園大字の位置



#### ② 人口・世帯数

平成 27 年 (2015) の国勢調査によると、御園大字は、68 世帯、232 人となっています。

推移をみると、人口・世帯数ともに平成 17 年 (2005) に増加したものの、平成 22 年 (2010) には減少し、平成 27 年 (2015) には 1 世帯・4 人増加しており、平成 12 年と平成 27 年を比べると、世帯数は 2 世帯増加、人口は 8 人減少し、1 世帯あたりの構成人員数は、3.6 人/世帯から 3.4 人/世帯に減少しています。

一方、年齢別人口では、15 歳未満・15～64 歳の人口が他の大字に比べて多く、高齢化率は 21.1%と明日香村全体の 36.6% (平成 27 年国調) に比べて低い値となっています。しかし、年齢別人口の推移では、15 歳未満の人口の減少、65 歳以上の人口の増加がみられ、また、人口ピラミッドをみると 55～64 歳に大きなピークがあることから、今後 10 年で高齢化が進むことが予想されます。

#### ■ 過去 20 年間の御園大字の人口・世帯数・高齢化率の変化

年	世帯数	人口	年齢別人口			高齢化率
			15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	
平成 12 年	66 世帯	240 人	37 人	164 人	39 人	16.3%
平成 17 年	71 世帯	256 人	36 人	172 人	48 人	18.8%
平成 22 年	67 世帯	229 人	27 人	159 人	43 人	18.8%
平成 27 年	68 世帯	232 人	32 人	151 人	49 人	21.1%

(国勢調査より)

### ③ 法規制

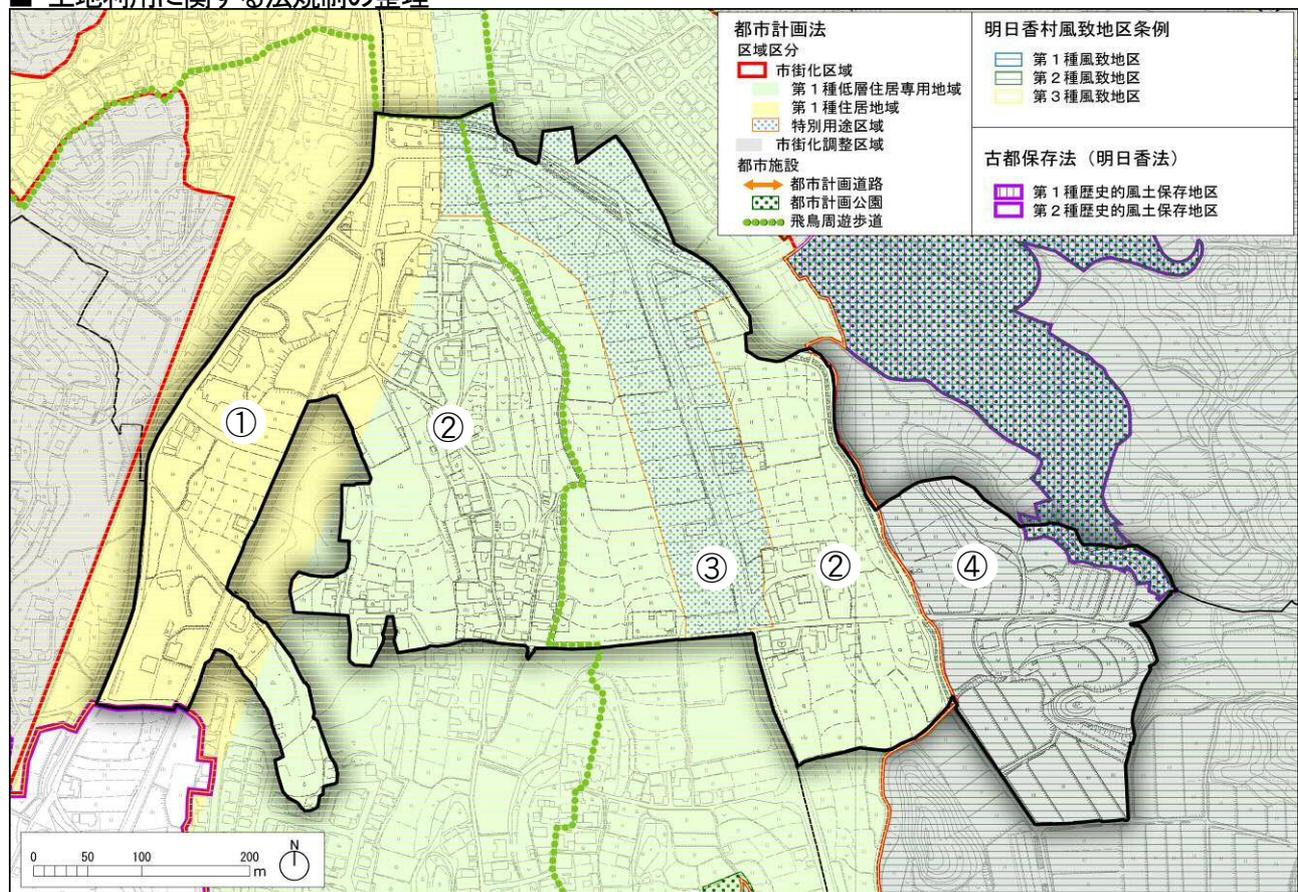
御園大字の区域は、その全域が古都保存法に基づく「第2種歴史的風土保存地区」、明日香村風致地区条例に基づく「第3種風致地区」に指定されています。

一方、都市計画法では、「市街化区域（第1種住居地域）（第1種低層住居専用地域）」と「市街化調整区域」が指定されており、さらに市街化区域の一部区域に「阪合にぎわいの街特別用途区域」が指定されています。

これらより、御園大字における土地利用に関する法規制の状況は、大きく次の4つのゾーンに整理できます。

- ゾーン①：市街化区域（1種住居）
- ゾーン②：市街化区域（1種低層住居専用）
- ゾーン③：市街化区域（にぎわいの街特別用途）
- ゾーン④：市街化調整区域

#### ■ 土地利用に関する法規制の整理



※「阪合にぎわいの街特別用途地区」は、明日香村にぎわいの街の育成を図るとともにその環境の保全を図るため、建築基準法の用途制限等を緩和する区域です。

以下の用途またはこれに類するもので1～4ならびに9はその用途に供する床面積の合計が150m<sup>2</sup>以下の建築が可能となります。

- 1 物品販売業を営む店舗      2 食堂又は喫茶店
- 3 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋
- 4 学習塾、華道教室、囲碁教室
- 5 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房及びそれらの展示又は体験製作の用途に供するもの
- 6 博物館、資料館      7 ホテル又は旅館      8 観光案内所、観光客のための休憩所      9 事務所

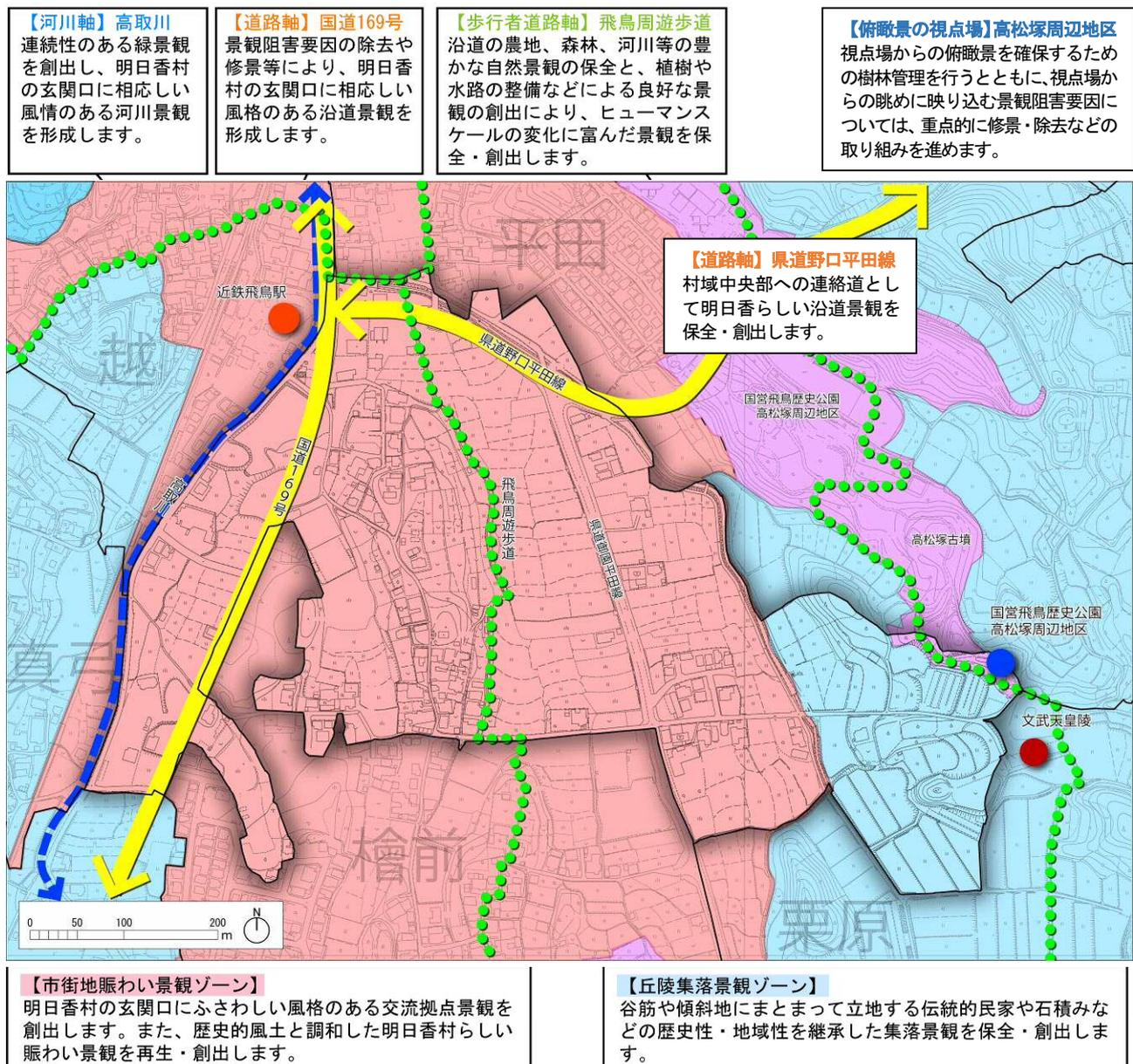
#### ④ 明日香村景観計画（第1部）における位置づけ

明日香村景観計画第1部では、明日香村全域を対象に、景観の特徴等に基づき「景観ゾーン」、「景観軸」「視点場」を設定し、それぞれに応じた景観形成の基本方針を設定しています。また、今後10年間に景観整備事業を優先的に実施する区域として「景観形成特定区域」を設定しています。御園大字景観計画では、これらの村全体の方針に即すことにより、村全体の景観形成の方向性と調和のとれたものとしていきます。

御園大字では、「景観ゾーン」としては、大字区域の大半の都市計画法に基づき市街化区域に指定されている区域が「市街地賑わい景観ゾーン」、その他の区域が「丘陵集落景観ゾーン」に設定されています。また、「景観軸」としては、「河川軸」として高取川、「道路軸」として国道169号と県道野口平田線、「歩行者道路軸」として飛鳥周遊歩道が、「視点場」としては国営飛鳥歴史公園高松塚古墳周辺地区が「俯瞰景の視点場」に設定されています。

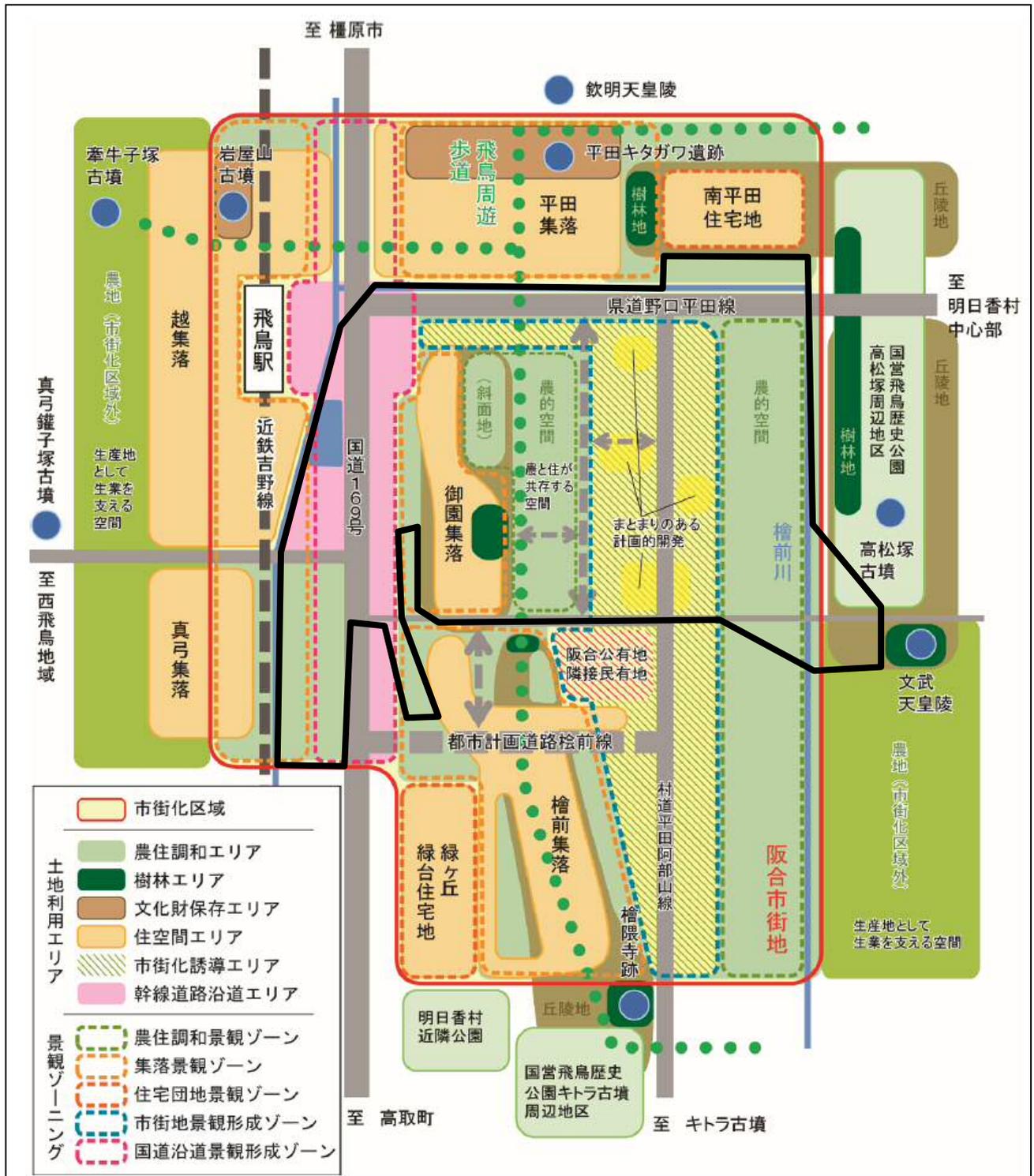
「景観形成特定区域」としては、「市街地賑わい景観ゾーン」を含む一帯が「駅周辺市街地景観形成特定区域」、景観軸である高取川の沿川が「高取川沿川景観形成特定区域」、国道169号の沿道が「国道169号沿道景観形成特定区域」、飛鳥周遊歩道の沿道が「飛鳥周遊歩道沿道景観形成特定区域」に設定されています。

#### ■ 明日香村景観計画（第1部）における位置づけ



⑤ 駅周辺市街地景観形成特定区域における土地利用エリアおよび景観ゾーニングについて

明日香村景観計画の「景観形成特定区域」としては、「市街地賑わい景観ゾーン」を含む一帯が「駅周辺市街地景観形成特定区域」とされており、景観形成の方針として 土地利用エリアと景観ゾーニングが示されています。



## ⑥ 歴史文化環境

### ＜歴史：集落のはじまり＞

御園大字の区域における人々の営みは弥生時代まで遡ることができます。御園子シヤイ遺跡では包含層から弥生土器や石器が出土しており、その北に隣接する御園アライ遺跡では弥生時代中期の土杭から、甕や鉢などの土器がまとまって出土しています。また、隣接する檜前大字にも檜前タバタ遺跡や檜前門田遺跡といった弥生時代の遺跡がみられ、小規模な集落が営まれていたことがうかがえます。また、御園アライ遺跡では、古墳時代前期の竪穴住居の遺構も検出され、古式土師器がまとまって出土しており、続く飛鳥時代の南庇を持つ大型建物（掘立柱建物）なども検出されています。このように、南から舌状に延びてくる低丘陵先端部付近の安定した地形・地質やすぐ東側に川が流れるなどの生活に適した条件のもと、御園大字から檜前大字にかけての微高地は、古くから生活の場として選ばれ、人々が暮らしていたことがうかがえます。古代では蔬菜を作る場所を「御園」と称しており、その所在地であったことが地名の起源とも考えられています。

当時、この地に暮らした人々は、5世紀初め頃（渡来年代には諸説あり）に朝鮮半島から渡来していたと考えられている阿知使主に連なる東漢氏であったとされています。東漢氏は、朝鮮半島から持ち込んだ最先端の技術を活かして朝廷での地位を確立していったと考えられており、朝廷により集住させられたのが、現在の御園大字を含む「檜隈」と呼ばれた地域でありました。平安時代中期の辞書である『和名類聚抄』にみられる高市郡檜前郷は、御園・檜前・栗原を中心とし、北は野口、南は高取町南部、東は立部・上平田、西は高取川（檜前川）を境界としたと推測されます。

### ＜歴史：中世・荘園から国衆の押領＞

平安時代から鎌倉・室町時代には、明日香村の田畑の一部は荘園となり、現在みられる水田・里山景観の原型が形成されていきました。現在の御園大字の区域は、檜前庄に含まれていたと考えられ、永正7年（1510）の『多武峰勸進検断目録』（談山神社文書）や永正18年（1521）の『神殿造営銭日記』（談山神社文書）によると、多武峰の勢力下に置かれていたことが分かります。また、その後、国衆越智氏が台頭してくると、『年未詳卯月13日付預所押領目録』（談山神社文書）にみられるように、越智氏により押領され、その勢力下に入ったとされています。

また、小字名にも「垣内」「庄ノ垣内」とあり、古代・中世に農場として囲い込んだ場所や屋敷に関わる地名で、中世文書に荘園などの小字名として頻出している歴史的な地名が受け継がれていることも、大変意義深いことであるといえます。

### ＜歴史：近世・ため池・用水の確保＞

近世は高取藩領に属し、検地が進められ、村請制が確立するなかで、「御園村（御園村）」の村名も郷帳などの史料に見られるようになりました。御園村の村高は、寛永7年（1630）の『寛永七年高付大和国著聞記』（慶長郷帳）では238石余、その後の寛文7年（1667）・元禄15年（1702）・天保5年（1834）の『大和国郷帳』（それぞれ寛文郷帳・元禄郷帳・天保郷帳）では239石余とされています。なお、嘉永5年（1852）には、御園村が田畑用水確保のために新たに小川の水上、檜前村・大根田村地区に用水溜池を掘りたいと求めていることが「福井家文書」（御園）にみられます。同書によると、字入谷（檜前村内）の5反1歩の土地で、その高約6石3斗とあり、御園村からその分を補償することを条件として、両村から許可をとって



御園アライ遺跡出土土器（弥生時代）



御園アライ遺跡 遺跡検出状況



御園アライ遺跡出土土器（古墳時代）

藩役所へ願い出ており、河川灌漑に依存することの少ない大和盆地の農村集落として、用水確保への努力をうかがうことができます。

### <歴史：近現代・交通の近代化と発展>

明治時代になると、明治4年(1871)7月、新政府による廃藩置県により、高取藩はその名を失い、御園村は高取県に属し、同年11月の大和諸県の解体に伴い、奈良県に属することとなりました。翌年には、大区・小区制により、御園村は第11大区第2小区となり、その後、大区・小区制は度々改編が加えられ、明治7年(1874)には第5大区第9小区となっています。その後、明治22年(1889)の市制・町村制により、阪合村が発足し、御園村は阪合村の大字となりました。明治24年(1891)発刊の『大和国町村誌集』には、御園村の戸数は15戸、人口は73人(男34人、女39人)、牡牛3頭、税地は田21町7反1畝2歩、畑3町5反3畝14歩、宅地7反5畝20歩、山林7反8畝12歩、藪4畝12歩、総計25町8反3畝歩とある。また、明治18年(1885)の『農工商衰退原因調書』によると、明治17年(1884)の御園大字の主な農産物として、米(286石)、甘藷(6,000貫)、葡萄(80貫)などが多く生産されていたことがわかる。そして、昭和31年(1956)、飛鳥村・高市村・阪合村の3村が合併して現在の明日香村が成立し、御園大字は明日香村の大字となりました。

一方、交通面では、大正12年(1923)、大阪電気軌道株式会社により西大寺駅から奈良盆地を縦断して橿原神宮前駅までの橿原線が開通、また、吉野鉄道株式会社により吉野口駅から橿原神宮前駅が開通した。そして、これに伴い展開した停車場設置を求める住民運動に対応して、昭和4年(1929)に橘寺駅(現飛鳥駅)が新設されたことが、御園大字のその後の展開に大きな影響を与えました。

昭和49年(1974)発刊の『明日香村史 中巻』には、「戸数が22戸から26戸と増加」しており、「これは終戦後、明日香村の中からや、橿原市、大和高田市、遠くは香川県からここに移住したことによるものである」としており、国道169号沿いの耕地の宅地化が進んでいることが記されています。また、農家戸数についても、昭和35年(1960)には35戸のうち5戸が専業農家であったのが、昭和45年(1970)には農家数は変化しないものの、専業農家数が2戸に減少、農業就業人口も31人から19人に減少しており、減少した労働力が都市(主に大阪方面)に向かったこと、また、特に駅から近い立地を背景にこの現象が活発になっていくことが予想されることが記されています。

その後、御園大字では、都市計画法では市街化区域に位置づけられ、国道169号や県道御園平田線の沿道の耕地の宅地化が進められたこと等から、明治～昭和中期頃と比べると、人口・世帯数ともに大きく増加し、平成27年(2015)国勢調査によると、世帯数は68世帯、人口232人となっているが、農業従事者は2人にまで減少しています。

また、平成11年(1999)4月には、近鉄飛鳥駅前交差点に面して、農産物の直売所「あすか夢販売所」が開設され、明日香村民と観光客等の交流の場として、飛鳥観光の拠点のひとつとなっています。



あすか夢販売所

■ 明治 19 年（1886）の御園大字の地籍図



土地利用の凡例

田／畑／宅地／山地并藪地／村社并墓地／水／芝地

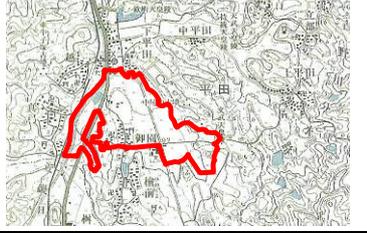
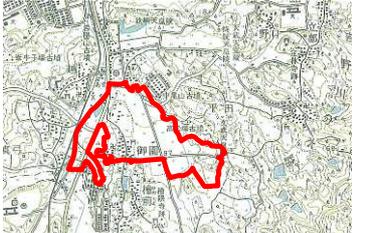
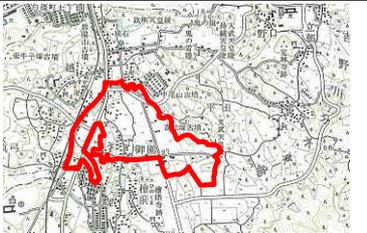
高取川沿いの道が主要道で見瀬池の堤体から分岐する道から谷筋は水田であり、平田の南側も広大な水田。檜前川の東側の文武陵に至る丘陵が現在に近い地割りであることが確認。

※ 御園大字の小字名

河原、西浦、上ノ口、越ノ前、地藏谷、寺ノ元、垣内、中芝、庄ノ垣内、スンドク、竹ノ下、梅ノ木、宮ノ下、久保、五反田、アレタ、シマ、フロノマへ、高松田、アリエ、チシヤイ、岡本、アヤメ、アントク、谷合、古宮、サカイ、オサンド、平造、アヤメ坂

<地形図からみた土地利用や家屋立地の変遷>

年代	変遷	地形図
大正2年	明治 23 年の実測図に同じく神社北側は畑地であり、尾根端部の樹林地は広葉樹林、同様に東側の丘陵部も広葉樹林である。大字の南接する檜前地内に学校（阪合小学校）が整備されている。	
大正11年	吉野鉄道（現近鉄吉野線）の整備が進捗している。阪合小学校が東側に移設され、元の小学校の位置には阪合村役場が整備された。見瀬池の東側と小学校の前に民家の立地している。	

年代	変遷	地形図
昭和6年	吉野鉄道が国鉄吉野線となり、橘寺駅（現飛鳥駅）が開設された。 高取川沿いの道沿いに家屋が2軒立地している。	
昭和24年	橘寺駅前に家屋が立地し始める。	
昭和32年	合併にともない役場が無くなる。橘寺駅前から観覧寺の入口の区間で新たな道路の整備（現国道169号）が行われ、見瀬池が縮小された。	
昭和42年	北側の橘寺駅前の森が切り開かれて丘陵上に家屋が立地し（5軒）、御園平田線の改良がおこなわれる。下平田の宅地造成が進む。	
昭和52年	橘駅が飛鳥駅となる。橘寺駅前の家屋が増え（8軒）、見瀬池北側に2軒家屋が立地する。駅前から文武天皇陵に至る御園平田線の改良が終了し、御園集落内までの道も広がる。御園平田線の南北方向の沿道に民家が立地している。下平田が宅地化。	
平成元年	昭和56年に阪合小学校が明日香小学校に統合され廃校となる。西側の檜前からのびる丘陵部の荒廃が進む。野口平田線の整備が南平田から天武持統陵周辺まで進む。檜前緑台の宅地化が進む。	
平成6年	御園平田線南北・東西方向とも沿線にパッチワーク状に宅地化が進む、国道沿いに比較的大きな業務施設が立地する。高取町と明日香村の農免農道としての道路改良と、平田阿部山線の整備が進む。	
平成9年	国道169号のバイパスとして高取町と明日香村の農免農道と平田阿部山線の整備が進み、南側の道路が拡幅された。	



## (2) 大字の景観資産

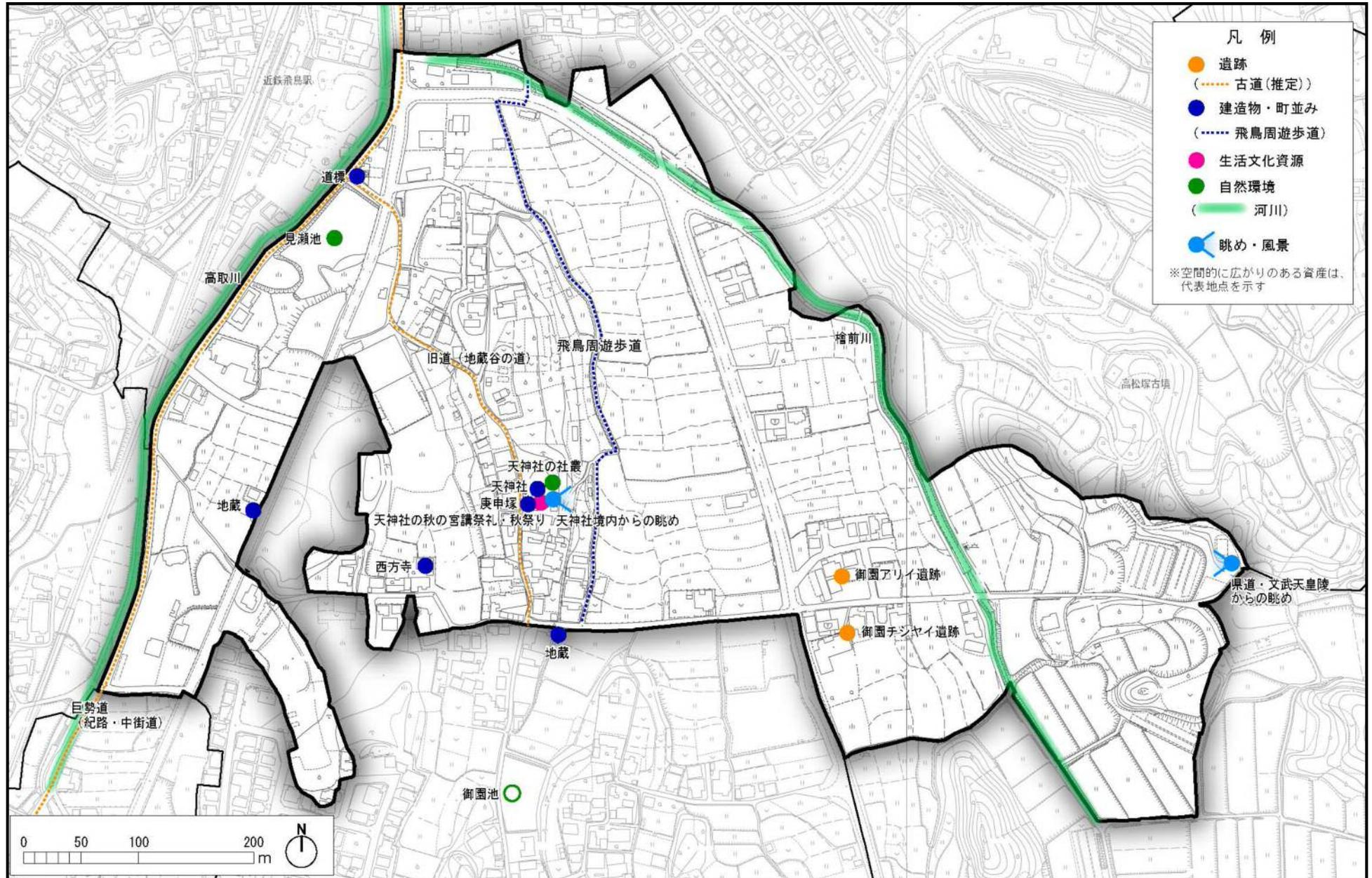
分類	名称	概要
建造物 (建築物 石造物)	天神社	<p>『明日香村史 上巻』によると、旧社格は村社、社殿は春日造である。菅原道真公を祀っており、すなわち天神宮（天満宮）である。</p> <p>明治 25 年（1892）に高皇産靈神に変更申請したが、却下され、実現しなかったといわれている。しかし、境内説明板には次のように記されている。</p> <p>当社 天神社祭神 「高皇産靈神（たかみむすびのかみ）」</p> <p>当社の祭神「高皇産靈神（たかみむすびのかみ）」は、仲間同士、人間関係での交渉ごとで、いきづまった時には、それを円滑に導いてくださるのがこの神様です。困ったときにはぜひこの神様をお願いしてください。</p> <p>また明治維新後、学問の神様「菅原道真」も合祀された形跡もあり、勉強がうまくゆくようにもお願いしてください。</p> <p>しかし、当社天神社の祭神は「天神」あくまでも「天の神」であり、いわゆる「天津神（あまつかみ）」、その中でも「別天神（ことあまつかみ）」である「造化三神（ぞうかさんじん）」の一つ柱として「天之御中主神（あまのみなかみぬし）」のつぎに、この宇宙に現れた神様「高皇産靈神」が祭られています。</p> <p>この神様「高皇産靈神」は古事記、日本書紀の中でたびたび皇祖神の活躍をかげで支えた神様です。神話で有名な「天孫降臨」「国譲り」「神武東征」では政治的手腕をおおいに発揮し、みごとに難題を解決しました。</p> <p>またあの古代において、農業生産力アップのために鉄などを利用した農機具を開発するなど、その貢献度には目をみはるばかりです。</p> <p>なお、この地「御園」という地名は「神様に供えるための農作物を生産する荘園」であったことに由来します。</p> <p>この御園、ひいては明日香村の繁栄のためには、ぜひ、天神社祭神「高皇産靈神」をお願いしてください。</p> <p>また大字の古老からは、「そもそもこの神社は「高皇産靈神」を祀っているもので、菅原道真公を祀っている祠はもともと栗原大字の神社（今はない。）にあったものでそれを天神社に移した経緯がある。そのため、名称も「天津神社」の方が良いのではないか」とのお話があった。</p>
	西方寺	<p>『明日香村史 上巻』によると、山号は往生山、宗派は浄土宗阿弥陀寺末。</p> <p>地名辞典の御園の説明に浄土宗戒森寺とある。</p>
	道標	<p>江戸時代、交通網の発展等に伴い、古社寺を巡る「大和巡り」が盛んになると、特に奈良盆地から吉野山・大峯山上・高野山などへの道筋にもあたる明日香村の区域には、遊覧・信仰の旅客が多くなり、主要街道の分岐点には行先の地名や社寺名などを刻んだ石の道標が建てられた。御園大字にも、旧中街道と集落への道の分岐点（見瀬池北側）に地蔵型の道標が建てられている。高さ 67cm×幅 50cm×奥行き 40cm の花崗岩製で、南面に地蔵が彫られ、その両脇に「南無阿弥陀仏」「左 おかでら」と刻まれているが、磨滅が著しい。</p>
	庚申塚	<p>天神社境内の南西角に庚申塚を祀る小祠があり、紅白の身代わり申が吊るされている。</p>
地蔵	<p>檜前大字との境界、旧阪合診療所北東の道沿いに位置する。</p> <p>国道 169 沿いにも 4 尺程度の地蔵と小さな祠がある。</p>	



分類	名称	概要	
生活・文化	天神社の秋の宮講祭礼・秋祭り	<p>『明日香村史 中巻』によると、天神社の秋の宮講祭礼は、御園の村の座＝宮講（宮座）によって、毎年10月8日（旧暦9月8日）に行われている。産土・鍋倉の両宮座講があり、かつては、旧暦9月28日にも祭礼が営まれた。</p> <p>祭礼当日には、村役の人たちが神社祭祀を営む。村社の神前に神酒・神饌を供え、御幣を祀った後、神主による祝詞が述べられる。祭礼が終わると、村社で会食をおこなって秋の祭礼・祭典は終了する。また、この日に秋祭りが催される。</p> <p>かつて昭和9年頃までは、座衆による宿が決められ、宿を営んでいたとも伝わる。戦後の食糧事情で座の祭礼は大きく変革され、神酒と神饌のみを供えるようになり、一時、座衆の食事も廃止された。しかし、昭和30年の拝殿改築を契機に会食が再開された。</p> <p>御園の鍋倉講がまつるナベマツリは、太鼓台も出て賑やかで、高松塚の宮さんより目立っていたといわれる。ナベクラの場所は、文武天皇陵から南に約500mの地点にある雑木山で、栗原大字内の官有地にあたる。ナベクラを拝む祝詞もあり、30～40年前までナベクラ日待とって毛付日待（田植えすみ次第）、八朔日待（9月1日）とって重箱に馳走を入れてナベクラへ行き、村から御神酒が出たという。昭和15～16年ごろなくなったといわれているが、天神社境内には「鍋倉大明神」の灯籠が残る。</p>	
	だんじりの曳航	秋祭りの祭礼翌日以降の休日（体育の日あるいは日曜日）に、だんじりの曳航がある。	
	とんど	阪合診療所前の地蔵の背後にある水田で、正月の第1日曜日に天神社北の竹林を伐採してとんどが組まれ、14日に焚き上げられる。	
	旧道 地蔵谷の道	見瀬池の堤体付近で地蔵を目印に巨勢道（紀路・中街道）より分岐して、旧集落の中心部を通り、檜前集落へといたる道。 周辺の谷あいの小字が地蔵谷となっている。	
遺跡	御園アライ遺跡	<p>弥生時代から飛鳥時代にかけての遺跡である。</p> <p>弥生時代の遺構としては、竪穴住居の検出こそみられないが、土坑が検出され、比較的まとまって弥生時代中期の土器（甕、鉢など）が出土している。古墳時代では、前期の竪穴住居跡が検出され、まとまって古式土師器が出土している。遺構から出土した土器には須恵器が含まれていないことから、古墳時代におさまる資料と考えられる。古墳時代前期から中期へと移り変わる時期の良好な土器資料と考えられている。また、飛鳥時代の掘立柱建物、堀、溝も検出されている。飛鳥の宮などを支えた官人や工人などの人々の居住施設とも考えられている。</p>	
	御園チシヤイ遺跡	<p>弥生時代から飛鳥時代にかけての遺跡である。</p> <p>包含層から弥生土器や石器が出土している。飛鳥時代の掘立柱建物、堀、溝などを検出しており、時期ごとの変遷がたどれる。飛鳥の宮などを支えた官人や工人などの人々の居住施設とも考えられている。</p>	
	巨勢道（古代） 中街道（中世・近世）	<p>「巨勢道（紀路）」は、御園大字西側を南北に縦断する。古代条里制の南北の基準線となった南北直線道路「下ツ道」の延長上にあたり、欽明天皇陵畔付近を起点として、高取町土佐で南西に転じ、重坂峠を越えて、五条、さらには紀州まで続く道筋で、飛鳥時代には、斉明天皇が牟婁湯（むろのゆ、白浜温泉）に何度も行幸した際や、有馬皇子が謀反に失敗して連れて行かれる際に使われた道でもある。中世以降も「中街道」と呼ばれ、奈良盆地の南北交通の重要な幹線のひとつとして、多くの人々に利用された。</p>	

分類	名称	概要
自然環境	天神社の社叢	『明日香村史 下巻』によると、天神社境内の社叢は、スギ、ヒノキなどの針葉樹、暖地性のアラカシ、サカキ、ナナミノキなどの常緑広葉樹、ヤマモミジ、ヤマウルシ、メダラ、ガマズミなどの落葉広葉樹で構成されているとされる。 
	見瀬池	奈良盆地はかつて水田の灌漑用水が不足して干害をしばしば被っており、それを除くために古くから多くの溜池が築造された。明日香村の溜池は水源の浅い丘陵部に多く、檜隈丘陵の東部大根田から立部の地域が過半を占め、大小の溜池が丘陵の谷間に散在しており、見瀬池もそのうちの一つである。 
	檜前川	檜隈川とも書く。同村の大根田に源を発し、檜隈寺跡・於美阿志神社の東裾の県道御園平田線の東を北流し、文武天皇陵や高松塚古墳のある西裾を北西流して近鉄飛鳥駅の東側で高取川に合流する。 「大和志」「大和名所図会」にも同名の記述があるが、現在の御園の西側に流れる高取川を指すものと思われる。
	高取川	高取山中に源を発し、下小島から高取城下の土佐街道の北側を流れて明日香村檜前の南側と御園の東側から巨勢道（紀路・中街道）にそって北流し、橿原市内で曾我川に合流する。
町並み眺め	天神社境内からの眺め	天神社は、南から延びる丘陵の端部に位置するため高台となっており、境内からは、東方向に農地の広がり先の高松塚古墳や文武天皇陵などを眺めることができる。 古い地図ではここから東に向かう里道がある。 
	高松塚古墳周辺地区からのながめ	国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区からは御園集落が一望でき、南側からの入口と眺望のための休憩所が設置されている。 
	飛鳥周遊歩道沿いの景観	飛鳥駅前から南側に檜隈寺跡までを結ぶ集落と田園景観が一体となった歴史的風土を楽しむ道として、眺めの保全が図られている。 

## ■ 御園大字の主な歴史文化遺産



## <生活・文化>

御園大字は、古くから蔬菜を育てた地に由来する地名の通り農業を主体とした地域でした。

明治期は、15戸ほどの集落でしたが、終戦後明日香村の中からや檀原市や大和高田市、遠くは香川県から移住したことにより戸数が増大しており、昭和45年程まで農家の戸数に変化が見られなかったものの徐々に兼業化や農業離れが進み、鉄道駅からの近さや、国道沿道であることから耕地が宅地化してきました。

一方、民俗文化としては、御園天神社の秋の祭りや秋祭りでのだんじり曳き、とんどなどの伝統的な祭りや行事が新旧の住民をつなぎとめるキッカケとして親しまれています。さらに清掃活動、草刈りといった大字の共同作業も継続して行われています。かつては、これらの他にも、雨乞いの行事などの様々な行事が行われていましたが、農業技術の発達や生活様式の変化をはじめとした社会背景のもとに廃止、消滅してしまったものも多くみられます。現在受け継がれる祭りや行事、共同作業なども、同様に生活様式の変化をはじめ、近年の少子高齢化や人口減少による実施の負担増大などにより、存続・継承にあたっての様々な問題が生じています。しかし、大字住民の努力のもとに受け継がれ、実施され続けることにより、御園大字の住民のつながりを保ち、良好なコミュニティをつくる重要な役割を果たし続けています。

### ■ 御園大字の年間の祭り・行事

実施月	実施日時	祭り・行事	実施場所	備考
1月	第1日曜日	初集会 とんど準備	西芳寺 御園天神社の森	
	14日	とんど	お地藏さん前の農地	
4月	第2日曜日	清掃奉仕	大字周辺	
7月	第2日曜日	清掃奉仕	大字周辺	
		プランターによる花づくり	各戸	
8月	23日	地藏盆	旧阪合診療所前	
9月	第1日曜日	クリーンキャンペーン	大字周辺	
		草刈り		
10月	8日	秋祭り	御園天神社	
	秋祭りの次の休日	だんじり曳き	大字周辺	
12月	第2日曜日	清掃奉仕	大字周辺	
		プランターによる花づくり	各戸	
毎月	不定期	空き缶・ゴミ拾い	大字周辺	

### ～ 御園大字の古俗 鍋倉講 ～ (続明日香村史中巻\_民族編\_宮座と構節より)

この講の「鍋倉」とは古代には神祀りの祭壇とした岩を表現するものと想定されている。この想定のは是非はともかくとして、御園の村社である天神社は産土と鍋倉の二神を祭祀していた。また、境内には「鍋倉大明神」の灯籠がある。七十年以前のことであるが、御園の村には、この講があり、講の当番にあたった家が宿を勤めたという記録が遺っているという。この村の鍋倉講は、文武天皇陵の南側にある雑木林の南側にある雑木林にある「ナベクラさん」を祀っていた(鍋倉を祀る地は、いつの時期かは判然としないが、御園の領地にあった鍋倉の地は、両村の領地交換によって、現在、栗原の村の領地になっているという。栗原では、ナベクラの地は大蛇を祀る聖地であり、三輪山の神である蛇神と同じだという伝承が残されてきたものである)

鍋倉の神の祭祀をナベクラまつり(鍋倉祭り)という。かつて、ナベクラまつりには、太鼓台が出て盛大に祭礼がおこなわれ、鍋倉を参拝する祝詞もあったようである。または、六〇～七〇年以前には、ナベクラヒマチ(鍋倉日待)やハッサクヒマチ(八朔日待)には、重箱に御馳走を入れてナベクラへ行き、農休みを楽しく過ごしたが、戦中以後にはおこなわれなくなった。

### (3) 御園大字の景観の特徴

#### ① 地形と土地利用

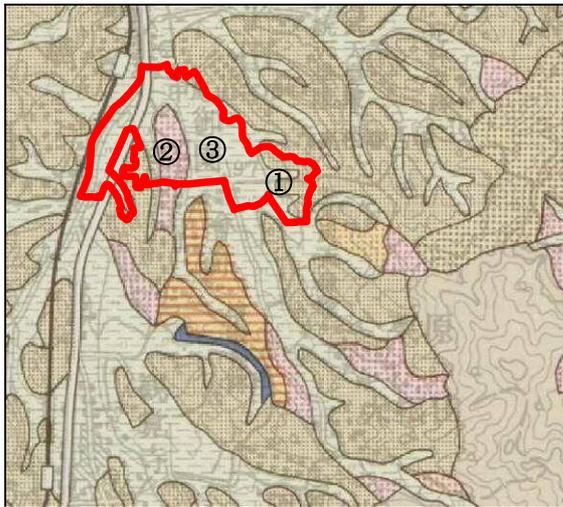
##### <地形>

御園大字は丘陵端部を中心とし、高取川と檜前川が流れる堆積平野である檜前盆地にあり、西側には隣接する大字と境界が入り組んだ形状をしています。丘陵境界部の等高線をみると谷は広くU字型の形状を示しています。この等高線形状から見ると、谷部の小さな河川を軸として水田や畑地が緩やかな階段状に分布しており、降雨により浸食が山側に進み、痩せた丘陵と水はけのよい平地部を生んでいます。

丘陵の尾根部は花崗岩類が極風化した真砂土、表層土壌が薄い林地生産力は低い土壌であり、継続して耕作管理を行わないと浅根性の竹などが繁茂しやすく、尾根の端部はシルト分の多い強い粘土質を示し、畑作などに適しています。谷間の平地部は水積した砂質土であり、河川との高低差も少なく水田に適した土壌です。

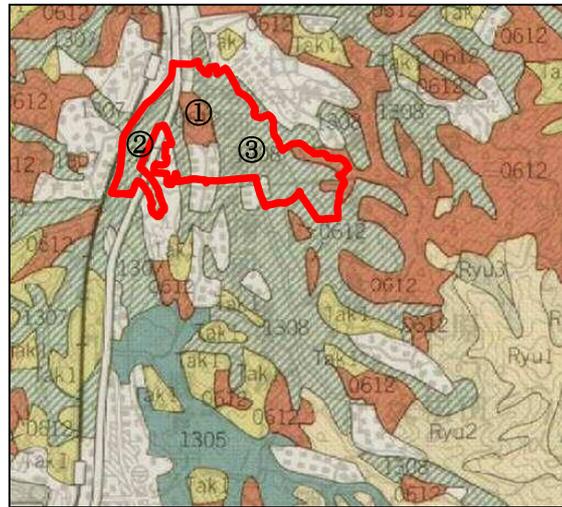
このような地形的特徴がかつては大字内の土地利用を規定し、野口平田線から平田阿部山線へ曲がる交差点から眺めると、水田の広がりの中に天神社の社叢を含む丘陵部の畑地と集落の家並みが浮かぶ姿が旧来の景観の基盤となっておりますが、その景観は近年の平地部の開発により変貌を遂げてきています。

地形分類図



- ①丘陵地Ⅱ: 起伏量 100m 以下
- ②山麓緩傾斜地:
- ③谷底平野: 河川由来の砂礫の堆積

表層土壌図



- ①褐色森林土壌(0612・最上統): 強い粘土質、畑地
- ②灰色低地土壌(1307・加茂統): 砂質土、水田
- ③灰色低地土壌(1308・清武統): 砂質土、水田

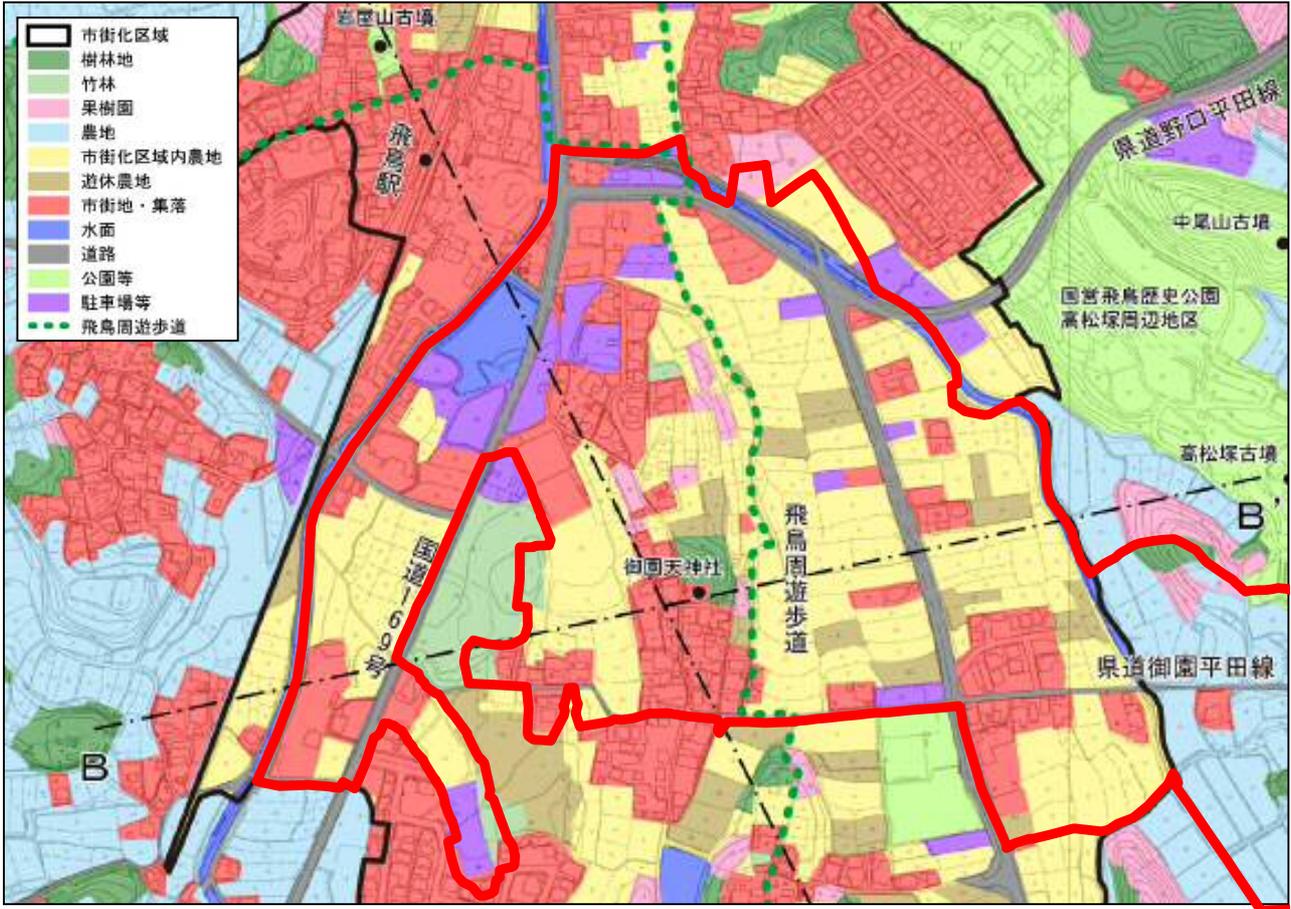
##### <土地利用>

御園大字の土地利用は、中央を南西から北東に伸びる尾根筋にある塊村状の旧集落と、西側の国道沿道の農地と業務施設が混在する区域と西側の広がりのある農地が緩やかに宅地化されている区域と東側の高松塚周辺地区と文武天皇陵にいたる丘陵部の農地を中心とした区域とに大きく分けることができます。

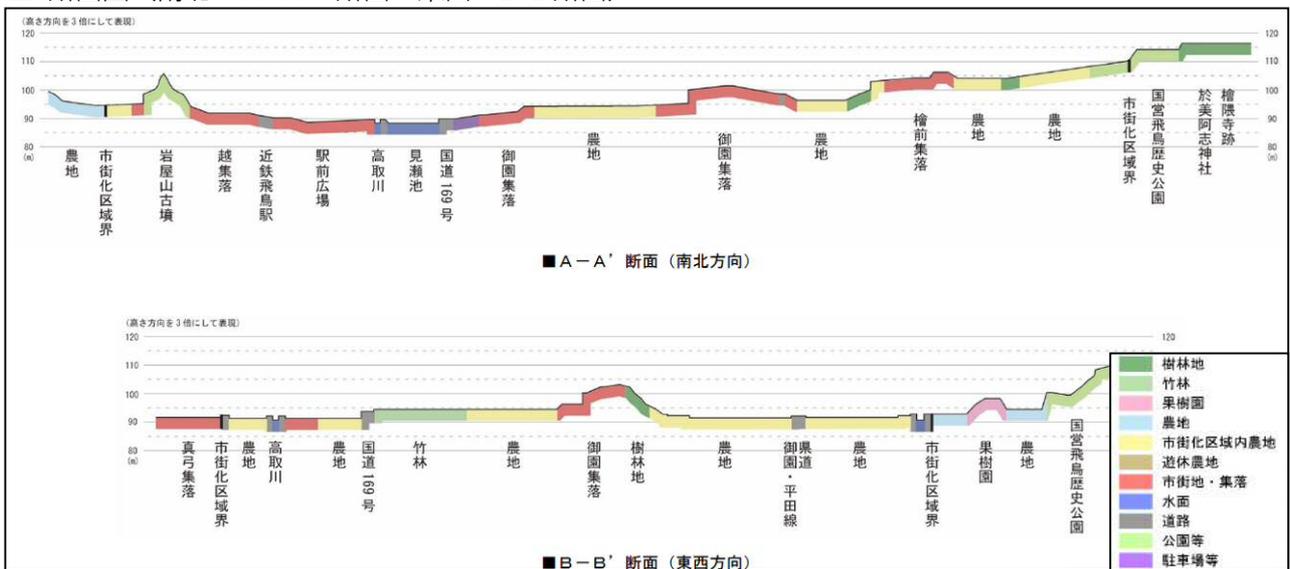
尾根筋の西側の区域は、主として市街地、竹林、水田、畑地、果樹園により構成されています。国道沿いに農地と市街地が混在し、市街地から小さな尾根の樹林地を挟んで谷部に水田・畑地が広がり、谷筋沿いならびに山裾の小さな谷筋を中心に畑地や果樹園が形成されています。この谷筋の水田の区域には、近年、転作地や休耕田がみられます。東側丘陵の斜面の多くは畑地・果樹園・施設栽培地として利用されており、明日香夢販売所などの近さから今も比較的良好に維持されています。

南北方向としては北の高取川沿いの見瀬池に端を発する地藏谷と呼ばれている旧道が駅前の宅地から旧集落へと連続し、飛鳥周遊歩道沿いにみられる丘陵部の樹林地や果樹園、畑地へとつながっていきます。

■ 御園大字の現況土地利用（平成 28 年 3 月現在）



■ 断面図（南北：A-A' 断面 東西：B-B'断面）

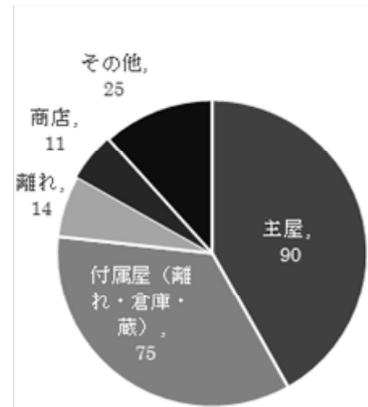


## ② 建築物・工作物等

### <建築物>

(※ 現地調査で確認できた合計128敷地215棟の建築物の分析に基づく)

近鉄飛鳥駅に近く、国道169号や野口平田線・平田阿部山線など主要な県道の沿道を含むことから、他の大字よりも事務所・店舗が多くみられますが、大半は専用住宅が占めています。その敷地内には、母屋と同じ数だけ離れ・蔵・納屋・倉庫等の付属屋が数えられ、特に車庫などの併設が多くみられることが特徴となっています。



建築年代については、平成以降に建てられたと思われる建物が9割弱を占め、近世・近代・戦前に建てられたと思われる伝統的な民家は神社周辺の旧集落にとどまります。

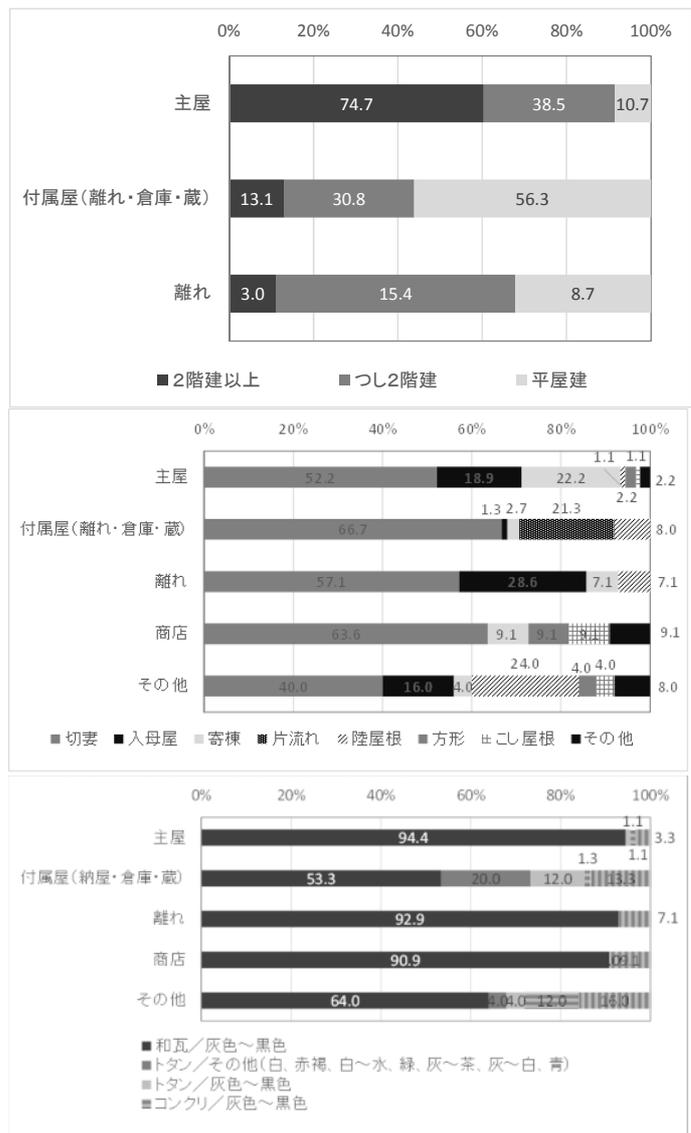
建築物の階数は、総数に対する割合としては、「平屋建」が多いですが、「主屋 (居住)」では、「2階建」が大半を占めます。付属屋は平屋建てが多い傾向を示しています。3階建以上は空きビル一軒のみでした。

旧集落では主屋と平屋建ての付属屋が敷地内に配され、また、1棟であっても落ち棟を設けるなどの高さの変化がつけられる (調査・集計は棟の最高高さによる) などにより、葺の波が作り出されています。

建築物の形態・意匠について、屋根は切妻が大半を占め、主屋では、切妻が最も多いが、旧集落では隣接する檜前集落同様に片方を切妻、片方を入母屋とした屋根形状もみられます。

主屋の切妻・入母屋屋根に設けられた落ち棟が連なることで、特徴的な眺めが作り出されています。

屋根の材料・色彩については、古都保存法・風致地区条例に基づく規制を反映して、大半が灰色～黒色の和瓦となっています。和瓦以外の材を使っているのは車庫や農機具小屋として使っている古い家屋などです。

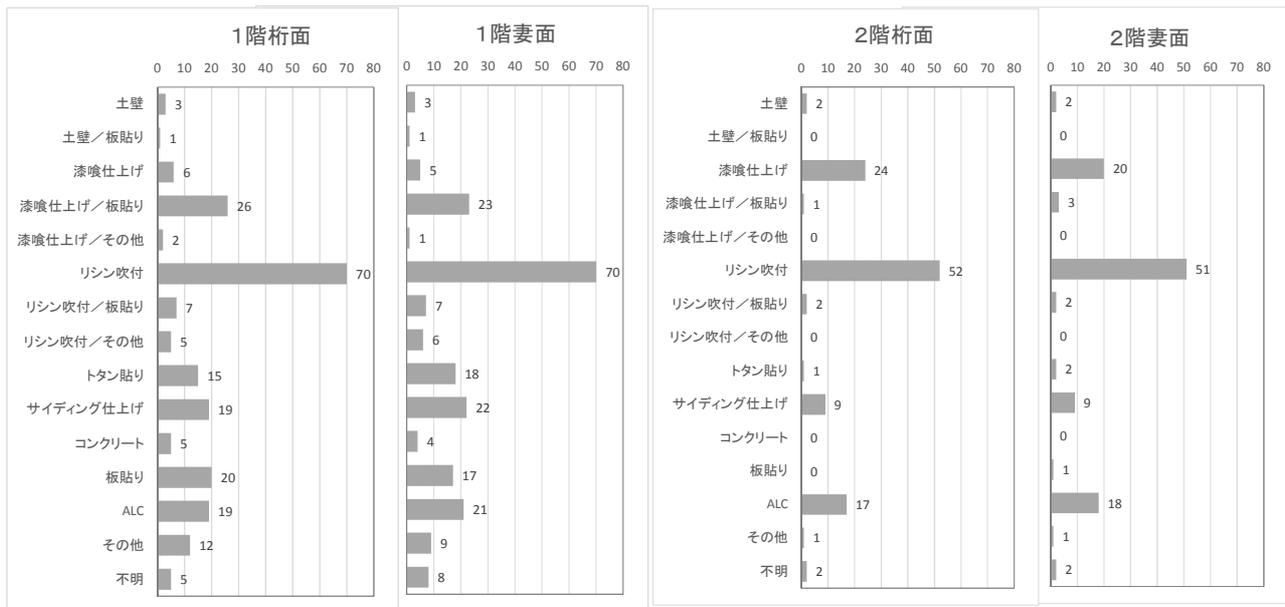
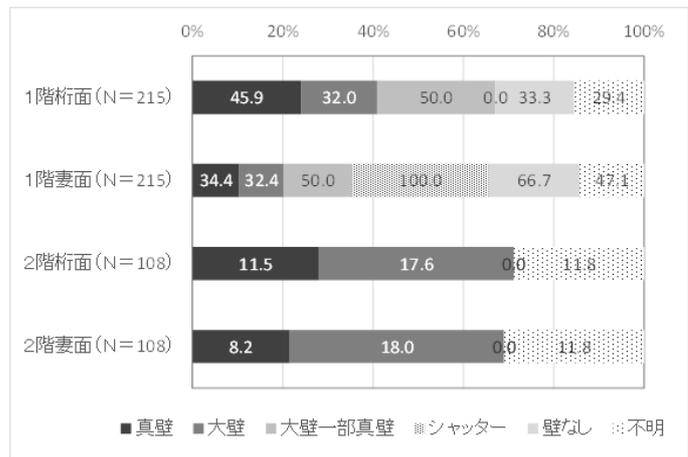


一方、外壁では、全体的に「大壁」が多くみられるが、1階の外壁では「真壁」も多くみられます。1階の外壁では桁面と妻面で外壁様式が異なることがあります。これは付属屋の車庫や倉庫にシャッターが取り付けられているためです。

外壁の材料・色彩では、1階・2階外壁ともに、「リシン吹付」が最も多く、近年の建物が多い地域の特徴が出ています。

1階外壁では、「漆喰仕上げ・板貼り」(漆喰風・板貼り風を含む)も多く、全体的に複数の材料を用いた外壁が多くみられ、2階外壁では「漆喰仕上げ」も多く、単一材料による外壁が多くみられました。

色彩では古都法・風致地区条例による規制・誘導を反映して、白色、茶色、黄土色が多く、白色あるいは比較的明るい色調のアースカラーが用いられていました。窓枠や軒下部、庇上部などに白色等を用いている場合が多くみられ、最近建てられた建物は景観・色彩の誘導基準に基づいているためか白色が主体となっていました。



＜工作物・その他＞

旧集落のある丘陵部を中心に高低差を処理する石積みが設けられています。

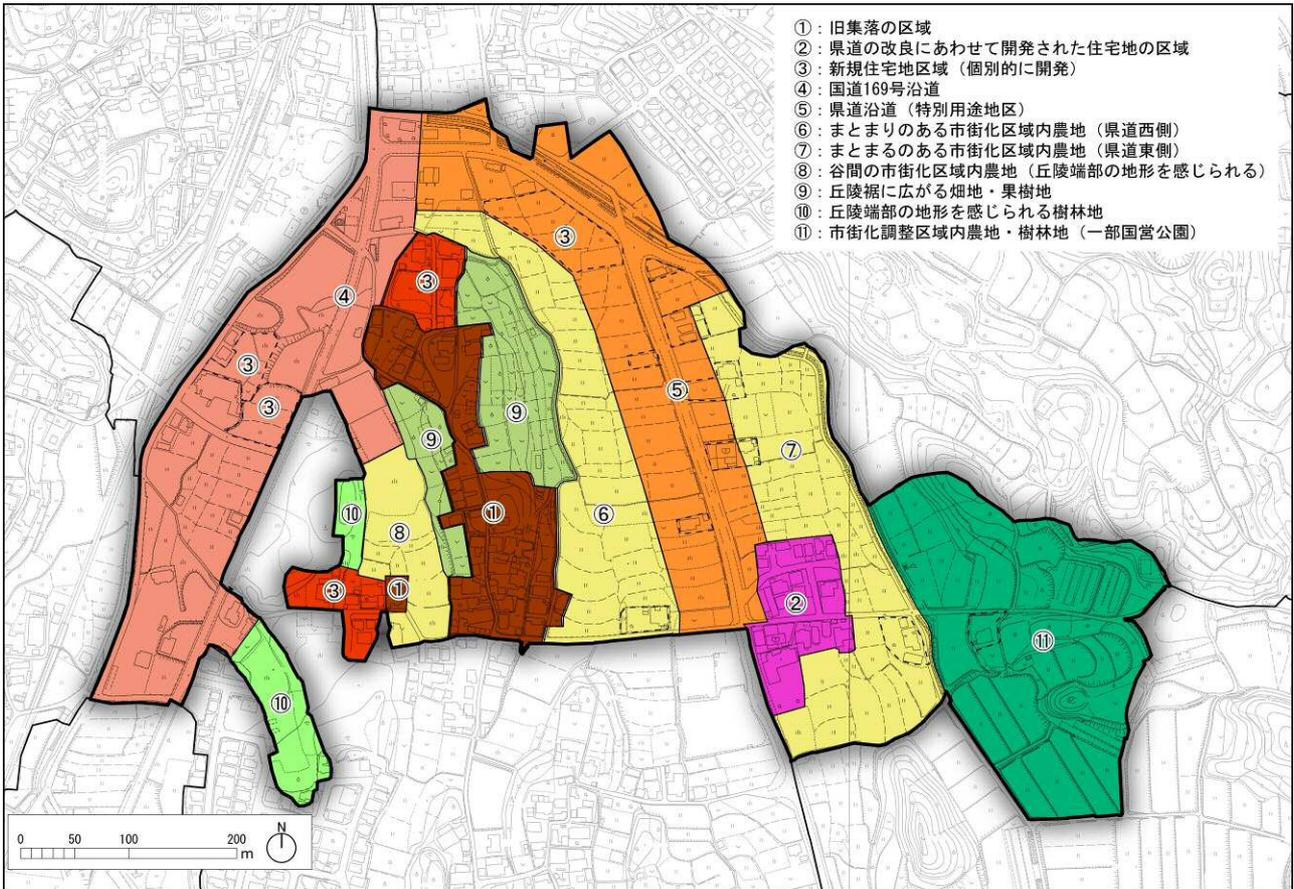
旧集落においては自然石積みですが、その他の区域では作られた時期が様々で一定ではありません。

敷地空間のしつらえとしては、近年に設けられた新興の宅地では、塀によるものが多くありますが、生垣、フェンスだけのもの、何も無いものなどが多くみられました。



### ③ 御園大字の景観の現況のまとめ

御園大字の区域は、「現況土地利用」・「法規制」を踏まえると、次のように区分して捉えることができます。



#### 〈1〉 旧集落の区域

御園天神社を核として戦前にすでに居住地のまとまりとして成立していた区域です。

景観の特色としては尾根筋の南北に蛇行する古道が主な動線となっており、母屋の屋根は切妻と入母屋が混在し落棟や附属屋などで屋根の分割がみられます。南北の尾根道側を表として入母屋とし、反対側を切妻としています。

南北の道に勝手口を設け、門は道から一度東西の道や敷地内に一旦引き入れて南側から入る動線を取り、東西方向に細い道があり、そのまま別の家の勝手口や家の裏の谷側の裏庭や畑につながっています。





## 〈2〉 県道の改良にあわせて開発された住宅地の区域

県道御園平田線の改良に合わせて交差点付近の複数の農地をまとめて宅地にした区域です。

旧集落に対して比較的狭い敷地規模に駐車場をとっているため、沿道の建物と敷地の距離が狭いながらも生垣や添景物などで修景を図っています。旧集落が東西方向に棟をとっているのに対し、宅地開発の際の日照条件から南北方向に棟をとるあるいは寄棟としている、など形や色彩、素材など異なっています。



### 〈3〉新規住宅地域（個別に開発）

農地区画を複数区画の宅地分けて個別に開発している区域です。

開発された時期によりその意匠が異なりますが、計画的な宅地に比べてさらに最小限の敷地規模に駐車場をとっているため沿道の修景要素が無いこと、1階屋根や窓庇がなく壁面が分節されていないため旧来の集落の意匠とは異なっています。

明日香村景観計画制定以降は一定の意匠と色彩の基準が定められたことで旧来の集落などとの景観的調和がみられます。



### 〈4〉国道 169 号沿道

国道 169 号の沿道の区域です。高取川沿川に巨勢道（紀路・中街道）と重なる村道があり川岸に桜並木が植えられています。

近鉄吉野線と高取川との間の農地は国道との高低差があるため農地のまとまりが残されています。

交差点や西明日香への沿道を中心に商業施設の立地や、宅地開発がみられます。

見瀬池は国道から高取川から駅周辺、西明日香までを見渡す視野となっていますが、長年維持管理が行われず、土を受け入れて部分的に埋め立てを行っており景観を損ねています。

駅周辺の商業・業務施設は構造形式や棟あたりの平面規模が大きく、軒高の高い建物があるなど他の集落の建物とは意匠がかなり異なっています。



### 〈5〉県道沿線（特別用途地区）

野口平田線と御園平田線から平田阿部山線につながる沿道の、特別用途地区に指定した区域です。

近年沿線の道路改良区間がつながり、広域へのアクセスが向上したことから宅地開発が進んでいます。

平田阿部山線沿いにおいては耕作条件の良好な水田や施設栽培などで市街化区域内農地として維持がなされていますが、緩やかに宅地化が進んでいます。

平田阿部山線沿いから見た残丘面のまとまった緑と裾部の畑地・果樹地、手前の農地の広がりがあったりとした景観となっています。



#### 〈6〉まとまりのある市街化区域内農地（県道西側）

飛鳥周遊歩道沿いにまとまった水田景観が広がっている区域です。

御園池から地形に合った小さな水田の区画が残されており不整形で小規模な区画を中心に耕作放棄地が点在しています。



#### 〈7〉まとまりのある市街化区域内農地（県道東側）

檜前川沿いにまとまった水田景観が広がっている区域です。沿川には桜並木が植えられています。

農地へのアクセスが川沿いの管理道しかなく、宅地沿いや川岸の不整形な農地の耕作放棄が進んでいます。



#### 〈8〉谷間の市街化区域内農地

周辺が開発宅地に囲まれた農地の区域で、車両の乗り入れが不利なため耕作放棄地が点在しています。



### 〈9〉丘陵地に広がる畑地・果樹地

農産品直売所と宅地に近いため比較的良好に維持されています。



### 〈10〉丘陵端部の地形が感じられる樹林地

周辺の開発により宅地の裏に取り残された農地の区域です。

耕作放棄が著しく、国道沿いは商業施設の駐車場用地として転用が進んでいます



### 〈11〉市街化調整区域内農地（一部国営公園）

檜前川から高松塚古墳と文武天皇陵を含む東側丘陵の裾の区域です。

谷の中央部から川沿いまでの棚田とその背後にある畑地・果樹地と公園や陵墓の樹林地が一体となったまとまりのある景観が保たれています。西から見上げると棚田に浮かぶように残された残丘の樹林地が特徴的な景観となっています。

南側は圃場整備の済んだ農地や宅地があるなど人工的な景観となっています。



#### ④ 御園大字景観の特徴

①②③を踏まえ、御園大字の景観について、以下に基本的な事項として整理することができます。

##### 〈御園大字の景観について〉

御園大字の景観は檜前丘陵を背景とし、檜前川と高取川が合流する堆積平野の広がりの中にあります。巨勢道（紀路・中街道）の見瀬池北側の地蔵附近から分岐し阪合地区の各集落へとつながる古道上に、谷筋の水田と丘陵裾部の畑地を営む丘陵端部の天神社を核とした小さなまとまりのある集落に始まり、神への供撰のための果実や野菜の育てた園という御園が名の由来となっています。

大正から昭和初期にかけて国道や近鉄吉野線の敷設と住民の要望により開設された橋寺駅（現飛鳥駅）により明日香村の玄関口となり、近年にかけて国道 169 号の整備と、そこから分岐する県道を新たな軸として沿道の宅地開発を促し発展してきたことから、現在村の中で最も近代的な成長と変化を受けてとめているにぎわいのある地域です。

丘陵の裾と田園景観の際をなぞるように南北をゆったりと縦断する飛鳥周遊歩道は、飛鳥駅周辺から明日香村南西部への導入部の景観軸として明日香法制定以後周辺の田園環境の保全がなされてきました。

丘陵部の旧集落のまとまりに対し、平地部の水田を置き換えて新興住宅地が発展してきた今では農地や水路を共有する農村集落としての旧来の生業としてのつながりやならわしは薄れつつありますが、水辺の自然や祭礼行事が地域の心のつながりの象徴として大切に受け継がれてきています。

#### 【特徴 1】 2つの河川が合流する広がり潤いのある田園景観

明日香村南西部を潤す檜前川と高取川の2つの河川は御園の地先で合流します。川沿いに勾配の緩やかな田園が広がっています。市街地が迫っているため駅周辺の川幅は狭まり深い断面となっていますが、南側は周囲の水田と川面が近く、河岸と畔の土手が一体化し、そこに桜並木が彩りを添えて潤いのある田園景観となっています。



集落の西側境界を流れ国道西側の農地と見瀬池を潤す高取川（見瀬池から）



集落の東側を流れ大根田・檜前・御園集落の農地を潤す檜前川（県道御園平田線から）



水田に浮かぶ御園天神社の社叢と旧集落を抱える丘陵部（県道御園平田線から）

#### 【特徴 2】 古道と丘陵の稜線が骨格となる落ち着いたある集落景観

巨勢道（紀路・中街道）沿いに見瀬池の取水堰附近にある地蔵から南東に向かって古道が分岐し丘陵部裾を登って稜線沿いに御園の旧集落に入ります。旧集落は御園の名にあるとおり神に供える野菜を育てる園として御園天神社を核として丘陵に寄り添うように民家が集中して立地しています。

集落内は稜線の古道を軸として東西に狭い路地が分かれ、生活空間から裏庭・畑、水田といった生産空間へのつながりをたどる事が出来ます。

民家の細かく分節した妻面の屋根の意匠の、所々に抜ける東西の畑地への視線、緩やかに曲がる街路から堀越しに見える庭木や所々から垣間見える周辺の丘陵端部の古墳や社寺林などの緑が、歩きながら変化する表情豊かな景観を形成しています。

旧集落内の建築物や工作物は、必ずしも建築年代の古いものばかりではないものの、伝統的な様式や屋敷

構えを踏襲して建てられています。そのため、御園天神社の周辺に入り込むと歴史的な佇まいを感じさせる家並みが複数立地しており、対岸には文武天皇陵や高松塚古墳への眺めることができ、落ち着きとまとまりのある美しい集落景観が残されています。



稜線の古道を軸とする旧集落の家並み



旧集落の中心にあり新旧の住民の拠りどころとなっている御園天神社



生活空間と生産活動のつながりや景観への考え方が見える旧集落の建物の配置

### 【特徴3】 賑わいやのびやかさが感じられる市街地景観

国道 169 号と、県道野口平田線の沿道には、飛鳥駅周辺に商業施設が集積し、南側には緑豊かな住宅地や業務施設の立地がみられるなど、幹線道路や近鉄飛鳥駅に近いという立地特性を背景に新たな都市的活動の展開がみられる地域です。これらの都市的活動は、明日香村の歴史的風土との調和に配慮しながら、農地や丘陵地を背景として、賑わいやのびやかさが感じられる市街地景観をつくりだしています。



新しい店舗



駅前の交差点の店舗



新たな宅地開発

### 【特徴4】 人と人とのつながりを感じられる文化的な景観

御園大字では、現在も地藏盆や御園天神社の秋祭りやだんじり曳航、正月のとんどなどの祭り・行事が受け継がれています。これらは、その場となる神社や寺院、集落の家並みや自然等と一体となって、大字の歴史・文化を感じられるハレの景観をつくりだしています。また、これらの行事に加え、春と夏と冬の清掃奉仕や夏と秋の草刈りなどは、農村集落の共同作業からはじまりますが、いまでは大字住民の心のつながりや御園大字への誇りや愛着を育むものとなっています。



とんど



秋祭りでのだんじり巡行



清掃奉仕

現況の景観を11の区分として捉え4つの特徴として整理しましたが、このように歴史的、土地利用・景観的に幅広い特徴を備えていることが、他の村内の大字にはない際立った特徴であることに留意する必要があります。従って、それらの相互の関係性、特にそれら相互の境界部分、連続性・つながりを大切にすることが重要です。

## (4) 御園大字の景観の課題

御園大字の「良好な景観を守り、受け継いでいくための最も大きな問題は「人口（若者世代）の減少」と「開発や生活施設の充実」とのバランスです。御園大字は、近鉄飛鳥駅に近いという村内屈指の交通利便性を有し、村内の他の大字と異なり、唯一人口流入が進んでいます。また、明日香夢販売所など農村振興に係る施設が立地することによって、荒廃農地の再生も見られます。しかし、「農地の宅地化」や「外部からの流入」、「屋外広告物の掲出増加」、など御園大字を取り巻く環境も大きな転換期を迎えています。そして、今後益々高齢化が進むなかで、10年後・20年後の大字の存続に危機感を感じている大字住民も多くみられます。

景観や住環境づくりにむけた大字住民アンケート調査では、市街化の進んだ地区として、交通環境、生活環境、自然環境からの課題の指摘と要望、歴史文化資源についての価値の周知と維持への意義などについての意見があげられました。

生活道路として危険個所の指摘や静かな住環境づくりへの要望、集落の骨格でもある高取川と檜前川の2つの河川の川岸の景観づくりや生物の生息環境の改善、新旧住民のつなぎとめる拠りどころとしての地蔵尊などの添景物、天神社や秋祭りなどの祭礼行事の価値の指摘があったほか、集会所設置への要望などです。

そして周辺の集落との土地のやり取りなどで入り組んでいる大字境界部の樹林地や竹林の荒廃への対策や、河岸管理の重要性についての認識と対応への要望などがありました。

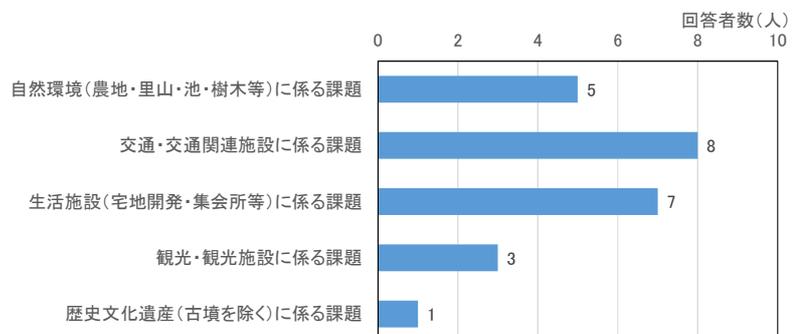
飛鳥周遊歩道については周辺の修景や工作物の設置には特段の配慮が必要という意見もありました。

### ～ 御園大字住民が思う「御園大字の景観資源ならびに生活環境の課題」 ～

(「御園大字の良好な住環境づくり(景観づくり)に向けたアンケート調査」(平成29年(2017)8月実施)より) 合計9名の方々から、ご回答をいただきました。回答傾向及び主な回答内容は次のとおりです。

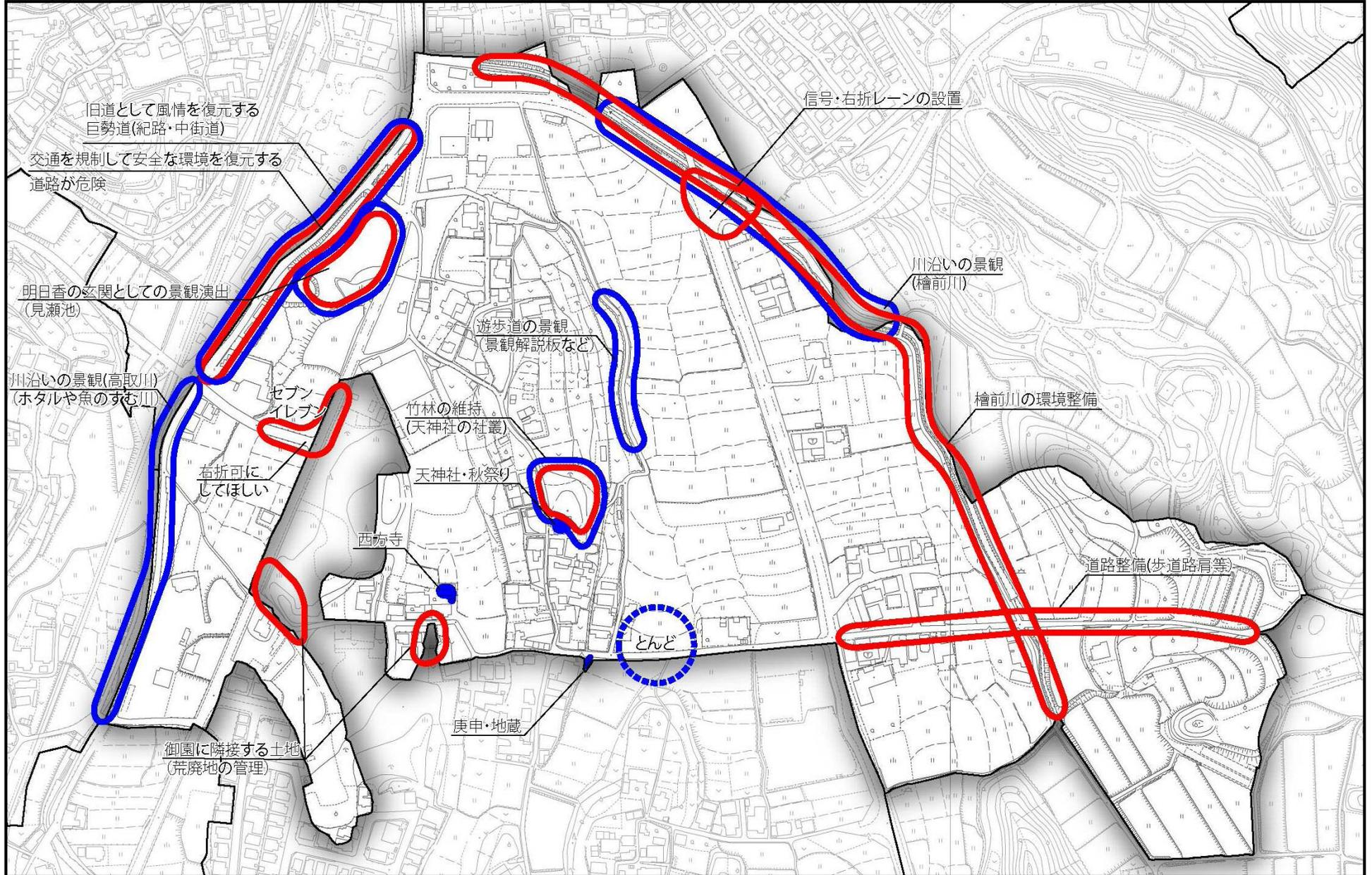
- ・景観資源としては、遊歩道の景観、とんどの場所、天神社の社叢、見瀬池、高取川の景観、旧道としての紀路などがあげられました。
- ・課題については、「交通・交通関連施設に係る課題」が8人(89%)と最も多く、「生活環境(宅地開発・集会所)に係る課題」が7人(78%)「自然環境(農地・里山・樹木等)に係る課題」が5人(56%)、と続いています。
- ・「交通・交通関連施設に係る課題」では、「国道169からの越・真弓方面への右折が不便なことから見瀬池横の旧道が抜け道となり危険であること」、「野口平田線と平田阿部山線との交差点が危険であること」、「交通量による音やスピードにより景観への影響」があげられました。
- ・「生活施設に係る課題」では、「駅周辺の休憩所の設置」「集会所の設置」などがありました。
- ・「自然環境(農地・里山・樹木等)に係る課題」では、「隣接集落との入り組んだ土地の荒廃」「川岸の環境改善」などがありました
- ・このほか自由意見や図示の中で、業務施設や荒廃した民家、自動販売機などについて課題であるという意見などがありました。

(※課題箇所は次ページの図を参照)



また、御園大字の現況の課題や資源、景観計画の検討に際しては上記の住民向けのアンケート調査に加え、役員会を3回、住民説明会と大字総集会を各1回実施し、合わせて意見集約と反映をおこなった。

### ■ 御園大字住民が思う「御園大字の景観資源ならびに生活環境の課題」



# 3 大字景観づくりの目標と基本方針

## (1) 大字景観づくりの目標

御園大字は、村民の交通拠点として、また、明日香観光の玄関口として、重要な役割を果たしている近鉄飛鳥駅が近接し、国道 169 号ならびに県道御園平田線が南北に通過し、東西へは県道野口平田線が整備されるなど、明日香村のなかでも屈指の交通利便性を有する大字です。

国道や県道の沿道周辺には明日香夢販売所や飲食店のほか流通にかかる事業所や商店なども立地するほか、近年住宅地の開発が進み、国道沿道や駅周辺で事業所の再編や新設が進んでおり、様々な主体が大字の構成員となって地域づくりに関わっています。

一方で、檜前川と高取川の両河川が合流する堆積平野に水路と里道が張り巡らされ、広がりのある田園が訪れるひとにやすらぎを与えており、田園の奥にうかぶ丘陵部の畑地や御園天神社の社叢と一体となった旧集落の景観が骨格となっています。

交通の利便性が高く、東部を除き大字の大半が市街化区域であることから、今後、新たな住宅や店舗等の立地も予想されます。

このことにより御園大字を取り巻く環境の変化は、大字の活力を高めるきっかけとなり得る一方で、これまで受け継がれてきた歴史文化や良好な生活環境が損なわれてしまうおそれもあります。

そこで、御園大字における景観づくりは、大字の魅力の核となる歴史・文化・自然資源を守り、育み、活かし、大字全体の景観づくりを進めることにより、多くの人々が訪れたいと思い、また住みたい、住み続けたいと思える「賑わいと四季の彩りのある住み良い大字づくり」を進めることを目標とします。

### 御園大字の景観づくりの目標

**御園大字の景観を守り育み、**

**賑わいと四季の彩りのある住み良い大字づくりを進める**

## (2) 大字景観づくりの基本方針

御園大字の景観づくりの目標に基づき、以下の5つの基本方針を設定します。

### 御園大字の景観づくりの基本方針

#### 基本方針 1 明日香村の玄関口にふさわしい景観を創出します

- ・近鉄飛鳥駅前のおもてなしの景観づくりを推進します。
- ・村内への主要なアクセスである主要道路沿道の景観づくりを進めます。

#### 基本方針 2 四季の彩り豊かで計画的まちづくりを推進します

- ・農と住が共存しながらまとまりのある計画的まちづくりを進めます。
- ・季節の彩りを感じることができるまちづくりを進めます。

#### 基本方針 3 歴史的な佇まいを残す集落景観の継承と調和を図ります

- ・空き家対策を進めます。
- ・建築物・工作物等のガイドラインを設定します。

#### 基本方針 4 「景観資産」や自然景観を守り、育てます

- ・「御園大字の景観資産」を保全・活用します。
- ・天神社の社叢を守り、育てます。
- ・周遊歩道からの田園地域の眺めを保全・形成します。
- ・高取川や檜前川の景観を守り、育てます。

#### 基本方針 5 人と人のつながりを大切にします

- ・祭りや行事を継承します。
- ・多様な主体と連携しながら、景観づくりに取り組みます。

### (3) 大字景観づくりの将来構想

現在の御園大字の景観は、旧集落・西方寺周辺の住宅地のエリア (①)、丘陵地の畑地・果樹園・樹林のエリア (②)、御園池・檜前川・吉野川分水の受益地となる田園のエリア (③)、国道 169 号沿道のエリア (④)、阪合にぎわいのまちづくり特別用途地区のエリア (⑤) の5つのエリアによって、景観の特徴が大きく異なります。

そこで、これらの5つのエリアを「景観区域」に設定し、それぞれの景観の特徴や課題に応じた景観形成方針を設定することにより、景観区域ごとの特徴的な景観を守り、育んでいきます。

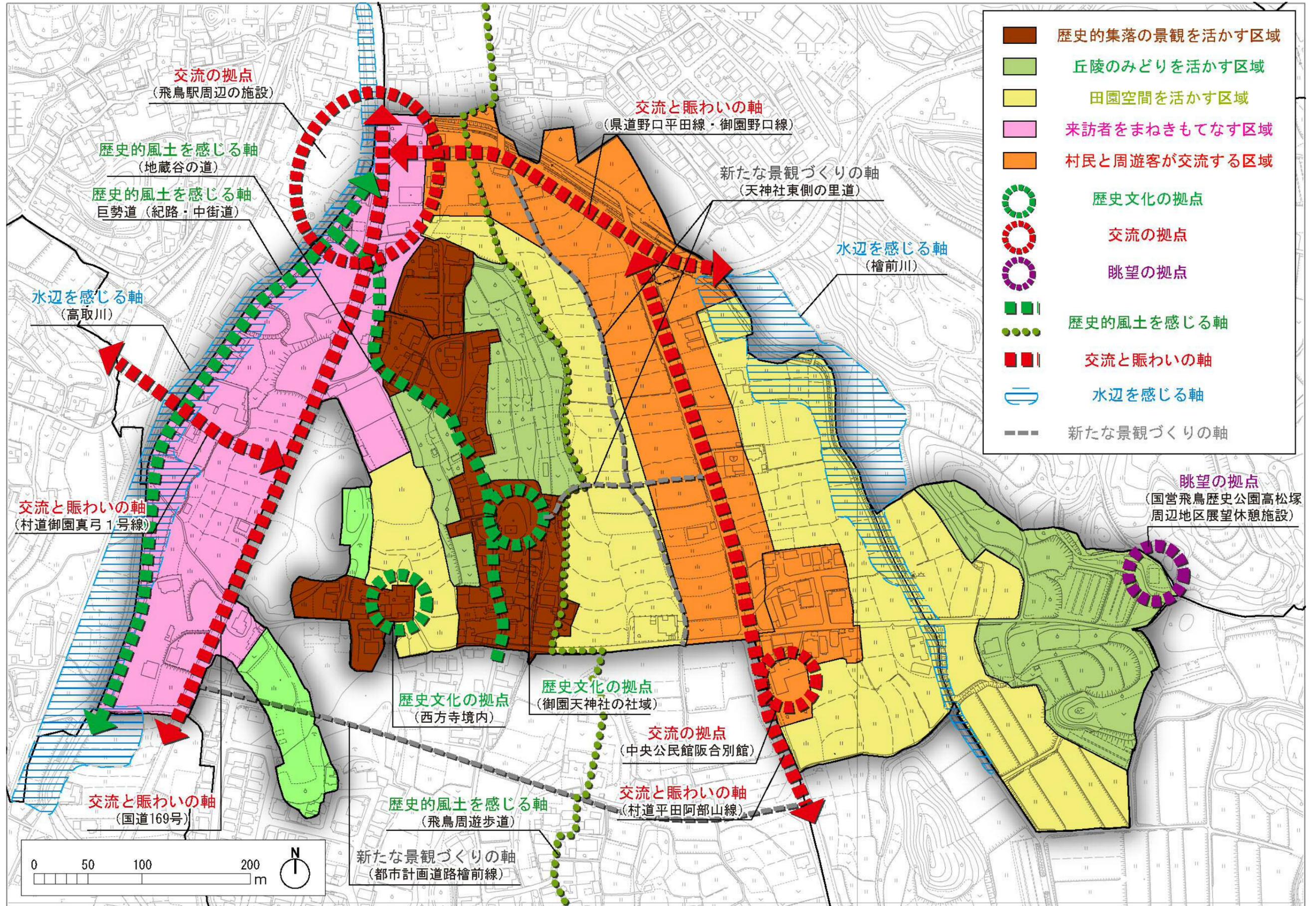
#### ■ 景観区域ごとの景観形成方針

景観区域	景観形成方針
① 歴史的集落の 景観を活かす区域	昔ながらの建築物や工作物など、集落の歴史・文化を色濃く残す区域です。 御園集落の尾根沿いの街路に沿って民家と農地が相並び、天神社の社叢や西方寺を核とした集落のかたち、建築形態や意匠等の特徴に十分に配慮した町並み形成を図り、風情が感じられる良好な生活環境の保全と創造に努めます。
② 丘陵のみどりを 活かす区域	丘陵端部の尾根上に位置する樹林や果樹園、畑地等を中心とした区域です。 丘陵端部の樹林や果樹園や畑地等の保全に努めることを基本とし、大規模な地形の改変を避け、目に見える緑と地形の特徴が感じられる景観づくりを進めます。
③ 田園空間を 活かす区域	広がりのある田園空間を中心とした区域です。 平田阿部山線以東の広がりのある農地は、高松塚古墳周辺地区の丘陵地からの眺めにおける前景となり、檜前川の自然環境と一体となる歴史的風土を構成する重要な要素であるため、特に保全に努めます。 平田阿部山線以西の農地は、周遊歩道等からの眺望に留意しながら道路計画とのつながりやまとまりのある農地への配慮を十分におこない、開発や建築においては集落景観の継承や周囲と調和した計画的な開発へと誘導し、農と住が調和した良好な景観を形成します。
④ 来訪者をまねき もてなす区域	国道 169 号に面し、来訪者のおもてなしや交流・連携に向けた空間づくりが求められる区域です。 背景となる御園集落の丘陵から高取川の地形に配慮しながら、明日香村の玄関口にふさわしい沿道の店舗や施設景観づくりを誘導し、歴史・文化の風格が感じられる景観を形成します。
⑤ 村民と周遊客が 交流する区域	近鉄飛鳥駅から国営公園キトラ古墳周辺地区や高松塚周辺地区に至る観光・交流の動線となる区域です。 店舗等の新規立地を誘導し賑わいのまちづくりを目指して、また、後背地につながる道路計画やまとまりのある農地に配慮して計画的な開発を進め、周辺の集落景観の特徴を踏まえ、建築物・工作物と敷地の生垣等が調和した、明日香村の歴史的風土に相応しい緑豊かな沿道景観を形成します。

また、上記の景観区域ごとの景観形成方針を基本とした上で、新たな法制度や今後の大字によるまちづくりの取り組みの意向を踏まえて、今後 10 年程度の間重点的に景観づくりを進める区域・軸を「大字景観づくりの拠点・軸」として、次のように設定します。

## ■ 大字景観づくりの拠点・軸ごとの景観形成方針

種別	名称	対象区域	景観形成方針
拠点	歴史文化の拠点	御園天神社の社域 西方寺境内	社叢の美しい眺めを保全し、地域の信仰を感じられる神聖な空間としての景観づくりを進めるとともに、祭りや行事、草刈等の景観づくり活動を通じた住民等のつながりを形成する場として積極的に活用していきます。
	交流の拠点	飛鳥駅周辺の施設	村民、観光客の交流の拠点となるため、広告物のコントロールなどの景観づくりを進め、明日香村の玄関口としての魅力づくりに活かしていきます。
		明日香村中央公民館 阪合別館	施設の立地を活かし、様々な機能をもつ村民と来訪者の交流の場として活用できるよう村と連携をはかっていきます。
	眺望の拠点	国営飛鳥歴史公園 高松塚周辺地区 展望休憩施設	視点場として周辺環境を保全すると共に、新たな開発や既存開発地の改修において、視点場として留意しながら景観づくりを進めます。
軸	歴史的風土を感じる軸	巨勢道（紀路・中街道）・ 地蔵谷の道 飛鳥周遊歩道	ヒューマンスケール（人にやさしい尺度・大きさ）のきめ細かな景観づくりを進めます。 古都飛鳥の歴史的風土や四季の移ろいを感じられる景観、ならびに歩きながら変化する表情豊かな景観に配慮した景観づくりを進めます。
	交流と賑わいの軸	国道 169 号、県道野口 平田線・御園野口線、 村道御園真弓 1 号線	飛鳥駅前からつながる沿道の地域として、観光客との交流の中心となるおもてなしの景観づくりを進めます。 交通の安全性やコミュニティづくりに配慮すると共に、沿道からは移動しながら変化する景観や四季の移ろいを楽しめる景観の軸を形成します。
	潤いを感じる水辺景観軸	高取川・檜前川沿川	沿川のせせらぎの潤いと静けさを確保し、水路や周辺の自然環境の保全活動を推進していきます。
	新たな景観づくりの軸	都市計画道路檜前線 天神社東側の里道	里道はこれまで農地利用における基盤通路でしたが、そのつながりを活かして今後の都市的土地利用の進展においても区域全体の基盤、平田阿部山線からの連絡も含めてまとまりのある道路計画として、個々の開発を通じ誘導・確保し、景観づくりを進めます。



# 4 大字景観づくりに向けた取り組み

ここでは、3章で設定した5つの基本方針に従い、具体的な取り組みの方向性を示します。

## (1) 明日香村の玄関口にふさわしい景観を創出します

### ① 近鉄飛鳥駅周辺のおもてなしの景観づくり

近鉄飛鳥駅は、村民が日々利用する交通・生活の拠点であるとともに、観光客が明日香周遊の起終点とする観光の拠点でもあります。また、飛鳥駅前の「道の駅」など新たな賑わいづくりのための整備が進められています。

駅前の景観は、村民の豊かな生活を支える景観であるとともに、明日香村に降り立つ人が最初に目にし、明日香村の第一印象となる特に重要な景観であるといえます。

このため、駅前の施設や商店などに関わる様々な主体と連携しながら、豊かな植栽による潤いや景観に調和した屋外広告物の設置など、生活・観光の拠点としての賑わいを感じられる「おもてなしの景観づくり」に取り組んでいきます。また、御園大字としては、この空間を大字住民間の交流や都市住民・観光客との交流の場として積極的に活用し、御園大字の活動の拠点の一つとしていきます。

### ② 村内への主要なアクセスである主要道路沿道の景観づくり

国道 169 号は明日香村にアクセスする広域な経路であり、近鉄飛鳥駅周辺で交差する県道野口平田線は、明日香村東部、南部へのアクセス路となる重要な道路となります。このため、国道 169 号との交差点をはじめとする沿道においては、ガードレールや道路付属物の色彩の調整や、沿道への緑化・修景ならびに、住民の生活空間や来訪者の周遊ルートとの安全・安心の確保を含め、国、県、明日香村と共同して、飛鳥らしい趣を感じられる沿道の景観づくりを進めます。

## (2) 四季の彩り豊かで計画的なまちづくりを推進します

### ① 農と住が共存しながらまとまりのある計画的まちづくりの推進

御園大字では、村道平田阿部山線沿道を中心に農と住が共存する計画的なまちづくりのための各種取り組みが進められています。特別用途地区による店舗等の新規立地や区域全体の発展の基盤となるつながりのある道路を個々の開発を通じて誘導するなどの取り組みを推進するため、村、大字住民、事業者等と連携しながら農と住が調和した良好な景観づくりを進めます。併せて、踏切や交差点、自動車交通の抜け道となっている道などの交通上危険な箇所については、大字住民だけでなく観光客等が事故等に遭わないよう、明日香村等と連携して対応策の検討を進めます。

### ② 季節の彩りを感じることができるまちづくりの推進

御園大字の景観は、天神社の森や住宅の庭、農空間が一体となって季節の彩りを感じることができることが魅力となっています。特に、駅周辺の利便性が高まることやにぎわいの街への施設の立地等により観光客等が増加し、周遊歩道をはじめとした大字内の道路を観光客等が歩くことが予想されます。

このため、住宅の緑化や大字内の道路や沿道の美化を心がけ、プライバシーの確保と観光客へのおもてなしの両立を図っていきます。

### (3) 歴史的な佇まいを残す集落景観の継承と調和を図ります

#### ① 空き家対策の推進

現在、御園大字では空き家の発生がほとんど見られませんが、今後、少子高齢化や若年層の流出が進行するなかで、空き家が増加することが予想されます。建物が使われなくなり、朽ちていくと、倒壊の危険性が高まるなどの安全面での問題が生じるだけでなく、現在の美しい大字景観を損なうものとなってしまいます。そのため、歴史的な情緒ある建築物を有効に活用していくことが大切になります。

空き家問題が深刻化し、手をつけられなくなる前に、大字で今後の空き家の利活用のあり方を検討し、空き家バンク制度の活用、御園大字の活性化に向けた活用の推進など、空き家を積極的に活用できる仕組みづくりを推進していきます。

#### ② 建築物・工作物等のマナーの設定

現在の建築物等の特徴を活かし、御園大字固有の美しい景観づくりを進めるため、次の「建築物・工作物等のマナー」※を設定します。建築物・工作物等のマナーは、景観区域の区分ならびに「阪合にぎわいの街特別用途地区」などの区分を参照しながら設定することにより、景観区域ごとの景観の特徴に応じた景観づくりを進めるとともに、大字外からの新たな住民等が住宅や事業所を建設する際には、現在の集落景観との調和がとれた景観づくりを行うよう、誘導していきます。

##### ※ 建築物・工作物等のマナーとは

より良い御園大字の景観づくりを進めていくため、御園大字の景観づくりに関わる全ての方々を対象に定める作法や取り決め（マナー）です。

次の考え方により、マナーには、「ガイドライン」と「ルール」の2種類のマナーを設定します。

<p><b>ガイドライン</b> : 守るよう努力すべき事項（努力事項）</p> <p><b>ル　　ール</b> : 最低限守る必要のある事項（必須事項）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------

現在、御園大字の住民は、これまでも御園大字の建築物や工作物の建て方の特徴に配慮し、良好な景観をつくりあげてきたことから、「ガイドライン」を中心とし、店舗等、業務施設等、ならびに住宅といった用途と新設、既存の改修の別により設定します。また、屋外広告物については、御園大字を始めとする市街地の課題でもあることから、「ルール」を設定していきます。

用途については、明日香村にぎわいのまち特別用途をもとに区分します

店舗等：

1. 物品販売業を営む店舗、2. 食堂または喫茶店、
3. 自家販売のための食品加工・製造業を営む店舗、4. 学習塾、華道教室、囲碁教室

業務施設等：

5. 美術品、工芸品を制作するためのアトリエまたは工房、6. 博物館、資料館
7. ホテルまたは旅館、8. 観光案内所、観光客ための休憩所、9. 事務所

■ 建築物・工作物等のマナー

項目	マナー	対象となる区域・建築物等と「ガイドライン」「ルール」の区分							
		用途	店舗等		業務施設等		住宅		
		既存・新設	既存の改修	新設	既存の改修	新設	既存の改修		新設
							旧来の住宅	その他	
建築物	位置等	・良好な眺望や自然景観を乱さないよう、建物の配置等に配慮しましょう。 ・また、国道等では沿道の連続性に配慮した建物や駐車場の配置、緑化スペース等に配慮しましょう。	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ルール
	形態意匠	屋根	・段差や降り棟の設置などの工夫により、単調な屋根面は避けましょう。 ・屋根の形状は切妻又は入母屋としましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
		外壁	・白色もしくは黒色の漆喰仕上げまたはそれに類する仕上げとしましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
			・腰下は庇張りとするなど華やかな壁面を避けましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
	その他	・格子窓や格子戸、虫籠窓、越屋根などの伝統的な意匠を取り入れましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
建築設備	室外機等	・主要な幹線道路や飛鳥周遊歩道、主要な視点場から望みされる場合は、木製格子等により目隠しをしましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
工作物	形態意匠	塀	・白色や黒色の漆喰、板張り、又はそれらに類する仕上げとしましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
			・塀の上部には和型瓦を用いましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
		擁壁	・昔ながらの石積みが残る敷地においては、石積みを保ちましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
・自然石による野面積み、乱積み、又はそれらに類する仕上げとしましょう。	ガイドライン		ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン		
緑化	生垣	・道路等からの建物の見え方や周辺の植栽との連続性に配慮しましょう。	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ガイドライン	
	庭木	・御園大寺の景観に適した樹種（周辺に既存する植生を活かしたもの又は郷土種や万葉植物）を用いましょう。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
屋外広告物		・良好な眺望を乱さないよう、掲出場所や配置・高さ等に配慮しましょう。	ルール	ルール	ルール	ルール	-	-	
		・突出した色彩は避け、明日香村の歴史的風土にふさわしい材料ならびに形態・意匠としましょう。	ルール	ルール	ルール	ルール	-	-	
立地 主として対象 となる景観区域		① 歴史的集落の景観を活かす区域	-	-	-	-	●	-	
		② 丘陵のみどりを活かす区域	-	-	-	-	-	● ※計画的であること	
		③ 田園空間を活かす区域	-	-	-	-	-	● ※計画的であること	
		④ 来訪者をまねきもてなす区域	●	●	-	●	-	●	
		⑤ 村民と周遊客が交流する区域	-	●	-	●	-	●	

## (4) 「景観資産」や自然景観を守り、育てます

### ① 「御園大字の景観資産」の保全・活用

御園大字には、天神社や西方寺などの社寺をはじめ、私たちの日々の生活を豊かにしてくれる道標や庚申塚、地蔵など大字の財産が数多くあります。また、檜前川や高取川などの景観、飛鳥周遊歩道沿いの景観など、「自然環境」、「眺め」も「御園大字の景観資産」です。それらを「景観資産」として位置づけ、個々の資産を次の世代に受け継ぎ、「御園大字の景観資産」の魅力をより一層高め、地域の活性化に向けて積極的に活用していきます。

「御園大字の景観資産」を大切に守り、受け継いでいくためには、大字住民自らが、日常的に気を配ること（変化や問題を早期に発見し、課題について考えること）が第一歩となります。そこであげられた課題をもとに、御園大字景観づくり協議会が中心となって具体的な方策の検討を進め、重要な資産の継承のために必要な事業等について、明日香村に対して積極的に提案・要望をしていきます。

### ② 天神社の社叢の保全・育成

御園大字の天神社の社叢は大字の中心にあつて、緑のランドマークとなっています。景観的な中心のみならず、秋祭などが開催される大字の心の中心にもなっています。このため、快適なみどりの空間を維持するため、大字住民が協働して、草刈、清掃などのみどりを守り育てる活動を続けます。

### ③ 周遊歩道沿いの眺めの保全・形成

御園大字の中央部を南北に走る周遊歩道は、観光客の周遊のみならず、大字住民や村民の散策路としても重要です。このため、清掃、草刈などの活動を継続すると共に、田園景観の眺めを阻害する看板などを設置しないよう、村と協働して景観づくりを進めます。

### ④ 高取川や檜前川の景観の保全・育成

御園大字の東側には檜前川が、西側は高取川が流れ、川沿いは水辺の潤い空間を提供しています。高取川、檜川沿いはサクラ並木が続き、春の開花時期には美しい景観をつくりだしています。こうしたサクラ並木などの景観を含め、川の景観の保全・育成を村、県と協働して進めます。

## (5) 人と人とのつながりを大切にします

### ① 祭り・行事の継承

御園大字では、年間を通じて様々な祭りや行事を行っています。これらの行事は、「人と人とのつながり」をつくり出す重要な役割を果たしてきました。大字の伝統や文化を受け継ぐ御園大字の祭りや行事については、それぞれ次のような考え方にに基づき、その維持・継承を図っていきます。

また、新たな大字居住者に大字の祭りや行事に対して理解を求めると共に、積極的に参加を要請することにより、次代の大字の担い手として、良好な関係を築きあげていきます。

#### ■ 祭り・行事の継承に向けた今後の取組の考え方

区分	今後の取組の考え方	該当する祭り・行事等
伝統的な祭りや行事	<p>現在そのまま継続し、次代に引き継いでいくことを基本とします。</p> <p>そのためにも、大字住民自らが、祭りや行事の歴史や意義を十分に理解し、次の世代に伝えられる知識を身につけるよう努めます。</p> <p>やむを得ず、実施方法や内容を変更する場合や廃止する場合においては、次代において再興する際に役立てられるよう、村との協力のもとに記録化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天神社の秋祭り</li> <li>・とんど</li> <li>・地藏盆</li> </ul>
その他の行事・活動	<p>清掃活動などその他の行事・活動については、継続して実施しますが、生活様式の変化に合わせて、働いている若者世代等も参加し易いように時間帯を変更するなど、実施方法やその内容を検討していきます。</p> <p>大字住民は、大字の実施する清掃活動等のその他の行事・活動に積極的に参加するとともに、日常生活においても身近な景観づくりに取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大字集会</li> <li>・清掃活動や草刈り</li> </ul>

### ② 多様な主体との連携

御園大字の景観づくり（地域づくり）には、大字住民の他、駅周辺の商店や明日香夢販売所などの様々な主体が関係します。また、御園大字以外の近隣の住民等による大字内の農地利用など御園大字以外の主体による大字内での活動などもみられるように、御園大字の景観づくり（地域づくり）を考える際には、近隣大字との連携は不可欠となります。

今後、村との連携のもとに、御園大字としての景観づくり（地域づくり）や御園大字を含む飛鳥駅周辺地域としての景観づくり（地域づくり）に向けて、関係する多様な主体が集まり、議論できるような場や組織づくりを検討していきます。

# 5 御園大字景観づくり協議会

御園大字では、「御園大字景観づくり協議会」を設立し、平成30年3月に明日香村景観条例に基づく「景観づくり協議会」として村長より認定される予定です。

御園大字景観づくり協議会は、次の3つの役割を担います。

## ■ 御園大字景観づくり協議会の役割

### ① 景観づくりの取り組み主体としての役割

- ・御園大字景観づくり協議会は、大切な景観資源を守り、育て、大字住民や子ども達、明日香村を訪れる方々が心地よく、喜び楽しめる大字づくりを目指して、明日香村や景観アドバイザー等と連携し、景観づくりの取り組みを主体的に実施していきます。
- ・取り組みの具体計画を定め、大字景観計画の内容を実現化していきます。

### ② 大字景観づくりのあり方の検討と村への提言の役割

- ・大字内における開発行為や建築行為、公共事業などについて、村から大字の意見を求められた場合に、大字住民の意見をとりまとめて村に提出します。
- ・大字住民の景観づくりに対する意見や要望などを集約し、村へ提言していきます。
- ・大字景観計画の改訂のための検討やまちづくりのあり方の検討を進め、大字景観計画の改訂や村への提言を行っていきます。
- ・歴史的な建造物や樹木のうち、必要なものについては、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を明日香村に提案していきます。

### ③ 良好な地域コミュニティづくりの役割

- ・新規住民に対して、この景観計画を活用して御園大字住民として生活していくために守ってもらべきマナーを説明するなど、良好な地域コミュニティづくりを進めます。

なお、御園大字景観づくり協議会では、今後10年程度（平成30～40年）は、明日香村等との連携・調整のもと、次の4つの取り組みを重点的に実施していきます。

- 国道169号沿道と賑わいのまち特別用途地区の景観づくり
- 飛鳥周遊歩道沿道・高取川・檜前川沿川の景観づくり
- 空き家対策と空き家の活用
- 大字の生活・民俗文化の継承・活用

## 御園大字景観づくり協議会 規約

### 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、御園大字景観づくり協議会（以下「協議会」）と称し、事務所を「明日香村総合政策課」内に置く。

(区 域)

第2条 協議会の活動区域は、御園大字の区域とする。

### 第2章 目的および活動

(目 的)

第3条 この協議会は、住民等の主体的な参加と協力により、コミュニティの醸成を図りながら、地区内の良好な景観づくりを進め、潤いとゆとりのある生活環境の形成ならびに観光拠点のひとつとして明日香村の活性化に努めることを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大字の良好な景観づくり、生活環境づくりのための活動
- (2) 明日香村の歴史的風土の保存や景観づくり、村の活性化のための活動

### 第3章 会員

(種別及び入会)

第5条 協議会は、活動区域内に住所を所有する者を正会員として組織する。

2 活動区域内の土地もしくは建物等を所有する者又はその権利を所有する者（正会員を除く）は、会長が別に定める手続きにより、準会員として入会を申し込むことができる。

3 会長は前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

### 第4章 役員

(種別及び定数)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員 5人以上10人以下
- (2) 監事 2人

2 委員のうち、1人を会長、1人を総務担当の副会長、1人を会計担当の副会長とする。

(選任等)

第7条 委員及び監事は、大字総会において承認する。

2 会長及び副会長は、役員会において互選する。

3 監事のうち、1人は委員を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 協議会の資産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は会計に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを役員会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため、必要がある場合は役員会を招集することを会長に請求することができる。
- (5) 委員の業務執行の状況又は協議会の収支の状況について、委員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を会長に請求すること。

(任 期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第5章 役員会

(構 成)

第10条 役員会は、委員をもって構成する。

(権 能)

第11条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 委員の職務
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 会務の執行に関する事項

(開 催)

第12条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第8条第4項第4号及び第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召 集)

第13条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第14条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。やむなく会長が欠席した場合は、総務担当の副会長が代行する。

(議 決)

第15条 役員会における議決事項は、第13条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、委員現在数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(会員への報告)

第18条 役員会における議決は、大字総会において、正会員に報告しなければならない。また、準会員に対しては、書面をもって報告しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第21条 協議会の事業計画及びそれに伴う収支予算ならびにその変更は、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第23条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 計画の変更

(計画の変更)

第24条 この協議会が、大字景観計画を変更しようとするときは、大字総会に出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、明日香村景観委員会の意見を聴き、明日香村長の認定を得なければならない。

## 第8章 雑則

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、この協議会の成立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成 年 月 日までとする。



---

明日香村景観計画 第3部

**御 園 大 字 景 観 計 画**

平成30年4月

発行：御園大字景観づくり協議会、明日香村

---